

国土強靱化年次計画2024

(案)

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

目 次

(頁)

はじめに	1
------------	---

第 1 章 2024年度（令和 6 年度）の国土強靱化の取組について	2
---	---

1 国土強靱化年次計画2024の策定及びこれに基づく施策の推進	2
(1) 年次計画策定の趣旨	2
(2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化	2
1) 国土強靱化政策の展開方向	2
2) 5 か年加速化対策の推進	2
3) 地域の強靱化の推進	3
4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化	4
5) 世界の強靱化の主導等国际貢献の推進	5
(3) 指標の充実による PDCA サイクルの強化	5
(4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進	5
1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進	6
2) リスクコミュニケーション	6
2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	6
3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化	6
4 国土強靱化実施中期計画の策定に向けた検討	10

第 2 章 各施策グループの推進方針等	11
---------------------------	----

1 概要	11
2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための 主要施策	16

第 3 章 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の 進捗管理	65
--	----

1 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の進捗状況 （事業費ベース）	65
--	----

2	123対策の進捗状況	65
(1)	KPIに基づく目標達成の見通し	65
(2)	取組事例と効果発現の状況	68
1)	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	68
2)	予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	69
3)	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	69
3	今後の課題	70
4	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート	71
附属資料（別紙）		299
(別紙1)	分野別施策一覧	300
(別紙2)	指標一覧	354
(別紙3)	国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等	612
(別紙4)	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策進捗状況一覧	617

1 はじめに

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行されて以来約 10 年が経過した。

令和 5 年 6 月には、基本法に新たに国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）の策定や国土強靱化推進会議を位置付けた一部改正法（以下「改正法」という。）が公布・施行され、また、同年 7 月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針を明らかにするなど、国土強靱化の取組の更なる強化を図ることとしている。

令和 6 年能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となった。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であったが、このような災害にも強くしなやかに対応し、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守るため、引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。以下「5 か年加速化対策」という。）に基づく取組を推進するなど、国土強靱化施策の加速化・深化を図っていく必要がある。

国土強靱化の取組は依然として道半ばであり、円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 5 か年加速化対策、大規模自然災害の教訓等を踏まえ、必要に応じて施策を追加あるいは完了するなど、施策の推進方針を軌道修正していくことが必要である。具体的には、当該年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理するとともに、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要であり、平成 26 年度以降、毎年度「国土強靱化年次計画」（以下「年次計画」という。）を策定し、国土強靱化施策の進捗を管理してきたところである（平成 26 年度から平成 30 年度までは「国土強靱化アクションプラン」として策定）。

また、国土強靱化施策の実施状況の評価に当たっては、改正法の附則第 2 項において、「政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」（以下「改正法附則」という。）とされたことを踏まえてとりまとめた「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について」（令和 6 年 1 月 16 日国土強靱化推進会議。以下「評価の在り方」という。）を踏まえ、評価の充実を図ることとする。

これらの観点を踏まえ、「国土強靱化年次計画 2024」を策定する。

第1章 2024年度（令和6年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2024の策定及びこれに基づく施策の推進

（1）年次計画策定の趣旨

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた35の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策グループ（以下「施策グループ」という。）を不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。また、5か年加速化対策は、更なる加速化・深化を図る取組について、中長期の目標、事業規模の目途等を定めており、その進捗状況のフォローアップを定期的に行い、目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上で重要な土台となるものである。

こうしたことから、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策の企画・計画（Plan）、優先順位を付けた計画的な実施（Do）、重要業績評価指標（以下「KPI」という。）、ベンチマーク指標等を活用した結果の評価（Check）、進捗状況に応じた修正、必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるというPDCAサイクルを通じて、国土強靱化の取組のスパイラルアップを図ることが必要である。

このため、基本計画第4章1（1）に基づき年次計画を策定し、施策グループの推進方針や主要施策、進捗管理、国土強靱化における効果検証のためのKPI等を示すこととし、これに基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで防災・減災、国土強靱化を進め、国家百年の大計として、災害に強いふるさとを創り上げていく。

あわせて、年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広く分かりやすく伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も図ることとする。

（2）施策グループ推進のための施策の充実・強化

令和5年7月に策定した新たな基本計画や施策の進捗状況、5か年加速化対策等を踏まえ、各施策グループに新しい施策を追加するなど充実・強化を行い、第2章の各施策グループの推進方針に基づき、同章の主要施策及び附属資料（別紙1）分野別施策一覧にとりまとめた446の施策に取り組む。

施策グループの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、地域の強靱化の推進、民間の投資や取組の促進、国土強靱化における国際貢献等について、以下を踏まえて推進する。

1）国土強靱化政策の展開方向

基本計画第1章4のとおり、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」の国土強靱化政策の展開方向に沿って取組を進める。

2）5か年加速化対策の推進

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫している。さらに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するなど、適切な対応をしなければ中長

1 期的なトータルコストの増大を招くのみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそ
2 れがある。このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機
3 能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しな
4 い強靱な国土づくりを進める必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるため
5 にはデジタル技術の活用等が不可欠である。

6 このため、令和2年12月に5か年加速化対策を策定し、①「激甚化する風水害や切迫
7 する大規模地震等への対策」、②「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老
8 朽化対策」、③「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」
9 の各分野について国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、ダムの事前放流の
10 推進や遊水地の整備等による流域治水対策、道路橋梁や学校施設等の老朽化対策、ITを活
11 用した道路管理体制の強化対策、防災気象情報の高度化等の123の対策について中長期の
12 目標を定め、令和3年度から7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に対策を講ずるも
13 のである。

14 5か年加速化対策は、全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民
15 間事業者等による事業を含む）を目途とし、123の対策ごとに設定した中長期の目標の達
16 成に向けて個別の対策項目の進捗状況を把握・管理している。

17 具体的には、第3章に記載するとおり、4年目となる令和6年度までに累計約12.5兆
18 円を確保することとしている。5か年加速化対策の実施に当たっては、適正な積算の実施
19 や工期の設定、施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等に努め
20 るとともに、複数年にわたるような大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担
21 行為の柔軟な活用等を推進している。

22 23 3）地域の強靱化の推進

24 国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体においても、国土強靱化地域計画
25 （以下「地域計画」という。）に基づき、それぞれの地域が直面する大規模自然災害等の
26 リスクを踏まえ、総合的かつ計画的に各地域の強靱化を進めることが不可欠である。また、
27 地域の強靱化を進めて被害の最小化を図ることは、地域住民の生命と財産を守るのみなら
28 ず、経済社会活動を安全に営むための地域づくりに繋がり、地域の経済成長、持続的な発
29 展の基礎となるものである。このため、地方公共団体による地域の実情を踏まえた地域計
30 画の内容充実を支援するとともに、地方公共団体が地域計画に基づいて進める取組の実効
31 性向上を図り、地域の強靱化を一層推進する。

32 33 ① 地域計画の内容充実

34 平成25年の基本法制定以降、地方公共団体による地域計画の策定を支援し、促進を図っ
35 てきた結果、令和6年4月1日時点で、全都道府県及び全国の99%にあたる1,732市区町
36 村で地域計画が策定されている。今後は、未策定市町村における早期の計画策定を図ると
37 ともに、全国の地方公共団体において、策定された地域計画に基づき、効率的・効果的に
38 強靱化の取組を推進する必要がある。また、地域計画は一度策定して終わりではなく、基
39 本計画の改定等の政府の動向を踏まえることはもとより、地域で強靱化の取組を実践して
40 いく中で得られた知見や地域計画策定後に発生した自然災害による被害の状況、自然災害
41 に関する最新の学術的な知見、さらには5か年加速化対策等による国土強靱化の進展等を
42 踏まえ、地域計画の不断の見直しを通じた内容充実を図り、地域における強靱化の取組を
43 強化していくことが重要である。

44 令和5年7月に策定した新たな基本計画では、国土強靱化政策の展開方向の一つに「地
45 域における防災力の一層の強化」が位置付けられ、「地域力の発揮」により更なる強靱化

を図ることとなった。このため、「地域力の発揮」を推進する羅針盤は地域計画であるとの考えの下、令和5年10月に、地域計画改定の考え方や基本的な進め方、計画の推進を図るためのPDCAサイクルの実施方法等を示した「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」をとりまとめており、令和6年4月1日時点で46道府県と599市町村が地域計画を改定している。今後は、これを更に定着させるため、「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン（仮称）」を作成・公表し、地方公共団体による地域計画の内容充実を支援していく。

さらには、「国土強靱化に資する各都道府県の独自施策・事業事例集」の作成や、国の職員が地方公共団体へ直接出向いて首長・職員等を対象とした説明会（出前講座）による支援を行うほか、関係府省庁（地方支分部局を含む）や都道府県とも連携して、市区町村が地域計画改定を検討する際に設置する委員会等に参画し、市区町村の主体性を維持しつつ必要な情報提供や助言を行う。また、計画の内容充実に係る個別の相談への対応や、専門的な助言が得られる有識者の紹介等により、きめ細かな支援を実施する。

② 地域の強靱化の促進

地域の強靱化を推進するためには、地方公共団体が地域計画に基づく取組を着実に進められるよう、地域における強靱化の取組の実施体制を整備するとともに、関係府省庁が所管する交付金・補助金による支援を効果的に行い、地域計画に基づく取組の実効性を向上させることが重要である。

地域の強靱化のための実施体制の整備については、ハード・ソフト両面にわたる施策を総動員して取り組んでいく必要があることを踏まえ、地方公共団体の全部局が参画した体制とすることはもちろん、とりわけソフト施策を実効性あるものとするため、地域住民や地元企業が自らも「強靱化の一員」であるとの意識を高め、主体的に参画できる体制の構築が不可欠である。そのため、地域計画の検討段階や地域計画に基づく施策の実行段階など、様々な場面で多様な主体の参画を得て地域の強靱化を進めている先進事例を紹介するなど、地方公共団体が取組を進めやすい環境整備を支援する。また、広域的かつ甚大な災害が発生した場合には、近隣の地方公共団体が同様の被害を受ける可能性が高いことから、異なる地方に存する地方自治体と災害時の相互応援等に関する協定を締結しておくなど、平時からの連携・協力関係の構築等についても支援する。

国土強靱化に資する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援については、地域計画に実施箇所が具体的に明記された事業への重点化を進めること等によって実効性向上を図るとともに、それらの支援の内容等を早期に分かりやすく地方公共団体へ提示することにより、地域計画の円滑かつ柔軟な改定による更なる内容充実につなげていく。

4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化や、民の力の公助への活用を更に進めていく必要がある。ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、競争力の強化につなげ、我が国の持続的な経済成長に貢献できるよう、取組を強化する必要がある。

令和6年能登半島地震等も踏まえ、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が促進されるよう、適切な支援を行う。

くわえて、国土強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推

進するため、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。事業成果の可視化と連動したソーシャル・インパクト・ボンドや、寄付、企業版ふるさと納税等の活用等新たな手法についても事例収集等を進める。

さらに、新たに創設された国土強靱化に関する内閣総理大臣賞等を通じて、民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

5) 世界の強靱化の主導等国際貢献の推進

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、近年の気候変動により世界的に自然災害が激甚化・頻発化していることや、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえ、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」等の趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することで、世界の強靱化をリードするなど、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

具体的には、平成27年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を通じ、イニシアティブを発揮していくとともに、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施等、災害リスク削減に資する各種の取組を進める。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、防災に関する国際会議での意見交換の場や人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

(3) 指標の充実による PDCA サイクルの強化

改正法附則を踏まえ国土強靱化推進会議でとりまとめた評価の在り方を踏まえ、補足指標を設定し、KPI と一体で評価するなど、施策の実施状況について評価の充実を図る。

具体的には、基本計画の下、PDCA サイクルの強化の観点から、附属資料（別紙2）指標一覧のとおり、施策及び各施策グループの進捗管理のための KPI 等を計 611 指標（重複除く。補足指標を含む。対前年比+115。）設定し、それぞれの KPI 等について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定する。

KPI については、具体的な数値指標の設定に当たり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

なお、施策の進捗を示す定量的指標は、評価の在り方を踏まえて一定の充実が図られたところであるが、必ずしも全ての施策について設定しうるものではなく、また、そもそも現時点で施策がない課題については設定されていないものであることから、国土強靱化の進捗状況について全てを KPI により正確に把握できるものでないことに留意が必要であると同時に、実施中期計画や次期年次計画等の策定に向けて、引き続き、新たな KPI の設定の検討が必要である。

また、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、6つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、KPI の中からハード施策関係 40 指標、ソフト施策関係 28 指標を設定している。

(4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方自治体のみならず、あらゆる関係者の取組が

1 不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベル
2 において、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要があ
3 る。

5 1)「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進

6 令和4年6月にとりまとめた「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、①
7 「国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信」、②「受け手の視点に立った
8 情報発信・適切な媒体の活用」、③「関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携」
9 を基本方針として、内閣官房において5か年加速化対策の効果発現事例や民間の取組事例
10 集等の SNS による情報発信の拡充、民間の普及・啓発イベントとの連携等を強化するなど、
11 関係府省庁が連携し、災害に強い国づくり・地域づくりの実現のため、積極的に国土強靱
12 化の広報・普及啓発活動に取り組むこととする。

14 2) リスクコミュニケーション

15 国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自
16 らが主体的に国土強靱化について考え、自発的に行動することが重要であり、そのための
17 環境を整備するため、防災に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーショ
18 ンに継続的に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化に関する各分野のプロ・専門家
19 やリーダーが有するスキル・ノウハウ、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効
20 性を高めるための取組を推進する。

21 また、要配慮者利用施設に対して、洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、
22 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等を進める。

23 2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

24 基本法において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針とな
25 るべきものとして定めるもの」とされており、各分野において、基本計画で定められた国
26 土強靱化の基本的考え方や推進方針を基本とした取組を実施する必要がある。

27 このため、関係府省庁は、国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等（附属資料
28 （別紙3）参照）に記載の国土強靱化に係る深い計画等について、令和5年7月に策定
29 した新たな基本計画の趣旨を踏まえ、それぞれの計画等の改定等の時期において、国土強
30 靱化に係る事項について見直しを行い、各分野の施策を推進する。このような取組を通じ
31 て、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する。

33 3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

34 新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画による国土
35 強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて
36 重要である。このため、基本計画第4章1（1）に基づき、今後、大規模な自然災害が発
37 生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施するための関係府省庁と連携し
38 た体制として、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁担当課長会議」を設置している。
39 今年度で大規模災害が発生した場合、必要があれば本会議を開催して施策の点検等を行い、
40 国土強靱化の取組の強化を図ることとする。

41 令和6年能登半島地震については、令和6年1月23日に「国土強靱化の推進に関する
42 関係府省庁連絡会議」を開催し、関係府省庁による対応状況や検討方針を共有したほか、
43 今回の震災から得られる教訓も活かしながら強靱化を進めることが必要と確認した。今後
44 は、以下に記す災害を通じた経験やノウハウ、検討で得られた成果を踏まえ、国土強靱化
45

の観点からも必要な施策を推進していくこととし、このうち、本年度に取り組む施策については、第2章に掲げる。

(令和6年能登半島地震について)

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測した。この地震により、石川県能登地方に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒が呼びかけられた。気象庁は、この地震及び令和2年度12月以降の一連の地震活動について、名称を「令和6年度能登半島地震」と定めた。

石川県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者245名、重軽傷者1,302名の甚大な被害が発生し、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道、空港等の交通インフラにも甚大な被害が生じた。住家被害は、全壊8,536棟、半壊19,015棟（令和6年4月16日現在）に及び、また、北陸電力管内、東北電力管内を中心に最大約44,160戸の停電が発生するとともに、一部の地域では携帯電話やインターネット等の通信障害も発生した。さらに、輪島市では、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡に及ぶ大規模な火災が発生し、甚大な被害をもたらした。

交通インフラについては、能越自動車道・のと里山海道において沢埋め高盛土を中心に多くの盛土の被災が確認され、国道249号沿岸部では斜面崩壊や地すべり等により道路の交通機能が途絶した区間が多数発生したほか、22の港湾が被災し、強い地震動と液状化により、係留施設の変位や傾斜、背後地の空洞化、ふ頭用地と臨港道路のひび割れや沈下が発生した。漁港については、鹿磯漁港において2～4m程度地盤が隆起し、防波堤の基礎がむき出しになり泊地が干上がる等、甚大な被害が発生した。また、空港については、能登空港内に段差、亀裂等が発生し、滑走路が閉鎖（令和6年1月27日から民航機運航再開）した。

これらも踏まえ、政府は、令和6年能登半島地震非常災害対策本部において、被災県に対する支援策をとりまとめるとともに、総理を本部長とする復旧・復興支援本部を開催し、能登半島地震からの復旧・復興について、継続的な支援を行っている。

また、各府省庁において、令和6年能登半島地震に関する各施策分野の検証が行われている。

(関係府省庁における検証事項)

【初動対応】

～令和6年能登半島地震に係る検証チーム～

「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」をとりまとめ。

■能登半島の特徴を踏まえた教訓と今後の災害対応(主な取組)

<被災地の情報収集及び進入方策>

○ 情報共有・一元化

(被害情報の収集・集約・分析)

・ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集

・特に、夜間においてはヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用

(交通状況の把握)

・ITSスポット等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討する

とともに、衛星データや民間カーナビ情報を用いて交通状況の把握体制を強化

○ 被災地への進入方策

- ・自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時から、関係機関相互の連携体制構築や連携訓練を実施

<自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送>

○ 支援者の活動環境の確保

- ・自治体の受援計画の作成など、受援体制構築を促進
- ・派遣職員の自活に備えた寝袋、食料等の装備品等の充実

○ 避難生活に必要な備蓄

- ・大規模災害時は、物資調達・輸送が平常時のように出来ず、プッシュ型支援が届く発災後3日目までは備蓄での対応が必要。市町村において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保

○ 避難所の開設

- ・避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、指針やガイドラインに反映

○ 断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保

(トイレ)

- ・国の公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境を整備
- ・高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方整備局等の現地活動等のためのトイレカーの導入等を検討

(生活用水)

- ・自治体による、防災井戸等の分散型の生活用水確保を促進

○ 2次避難の実施

- ・2次避難を行うべき場合や対象者について、国で考え方を整理し、自治体に周知
- ・自治体とホテル・旅館等や福祉施設等とが連携協定を締結するなど、平時から取り組むための方策の検討やマニュアルの整備等を実施

○ 被災状況下における限られたアクセスルートでの輸送

- ・物資拠点での物資受入、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託がスムーズにできるよう、物資事業者との災害連携協定の締結を促進

○ 災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用

- ・災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供する仕組みを検討

<横断的事項等>

○ 専門ボランティア等との連携

- ・平時から専門ボランティア団体や中間支援組織である NPO 等との連携体制を構築しておく方策を検討

<有効な新技術・方策の活用>

○ 災害対応策の強化

- ・被災状況等の把握(ドローン、SAR 衛星 等)
- ・被災地進入策の強化(小型軽量化等の特殊車両・資機材、民間の特殊走行技術 等)
- ・被災地域での活動の円滑化(無人ロボット、施設操作の遠隔化・自動化 等)

- ・支援者の活動環境の充実(携帯品整備、エアーテント 等)
- 避難所等の生活環境の向上
- ・水・電力・通信の確保、保険・医療・福祉の充実(水循環シャワー、衛星インターネット、HAPS 等)
- ・災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用(トイレカー、トレーラーハウス、医療コンテナ等)
- ・地域の防犯対策の充実(防犯カメラ、ドローン 等)
- ・情報の共有・一元化(各システムの充実、システム間の連携強化 等)

■災害対応の更なる強化に向けて

- 今後、中央防災会議防災対策実行会議の下にWGを設置し、令和6年能登半島地震における応急対策・生活支援対策全般について検討
(被災状況等の把握や建物被害、ライフライン・インフラの復旧、住まいの確保、生業の再建、がれきへの対応、支援者への支援等の分野横断的な対応等)

【住宅・建築物】

～令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会～

以下の事項について検討。

- 構造躯体等の耐震安全性の確保
- 建築物の使用継続性、復旧・復興容易性 等

【市街地の大規模火災】

～輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会～

以下の事項について検討。

- 条件不利地域である半島部での大規模火災
- 地震・津波の発生時における大規模火災
- 古い木造建築物が密集した地域での火災予防対策について 等

【道路】

～社会資本整備審議会 道路分科会 道路技術小委員会～

令和6年能登半島地震を踏まえた技術基準の方向性をとりまとめ。

<橋梁>

- 迅速な復旧の実現性を高める観点からの技術基準の充実・整備
- 復旧や修繕の目的に応じた柔軟かつ合理的な対策を行うための要求性能の設定 等

<土工>

- 構造物の形式・配置・排水対策への配慮等を含めた技術基準の充実・整備
- 計画的な耐震性の照査や必要な対策の検討 等

<トンネル>

- 地山の大規模変位が懸念される箇所の回避等、被災リスク軽減の観点を含む技術基準の充実・整備 等

【上下水道】

1 ～上下水道地震対策検討委員会～

2 以下の事項について検討

- 3 ○ 上下水道施設の被害をふまえた今後の地震対策のあり方
4 ○ 被災市町の復興に向けた上下水道の整備の方向性（地域への助言）
5 ○ 上下水道一体での災害対応のあり方

7 **【空港】**

8 ～空港における自然災害対策に関する検討委員会～

9 令和6年能登半島地震を踏まえた対応の方向性を取りまとめ。

- 10 ○ 滑走路に段差が生じた要因を分析し、他空港での同様事象の発生可能性、必要な対
11 策の検討
12 ○ 災害時の防災拠点として、空港が保持すべき機能や、災害発生時にその機能の早期
13 確保に向けた方策の検討

15 **4 国土強靱化実施中期計画の策定に向けた検討**

16 2025年度（令和7年度）に最終年を迎える5か年加速化対策については、本年次計画に
17 記載する推進方針に基づき、着実な予算執行を図るとともに、KPI等により国土強靱化施
18 策の実施状況の評価を継続的に実施し、効率的・効果的な対策実施の在り方について検討
19 を進める必要がある。

20 引き続き、5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影
21 響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。

22 加えて、改正法により新たに政府は実施中期計画を定めることとされたことから、切れ
23 目なく国土強靱化を進めていくため、今後、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、実施
24 中期計画に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。その際、
25 これまでの取組の効果検証を行い、更なる防災・減災の取組につなげていく観点から、評
26 価の在り方を踏まえて5か年加速化対策の評価を実施した上で、実施中期計画を策定する
27 ことが必要である。

28 本年次計画では、評価の在り方を踏まえて、5か年加速化対策（123対策（161施策））
29 について、施策別評価シートを作成し、指標の充実（1（3））を図るとともに、対策推
30 進にあたっての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の課題を整理する等、
31 評価の充実を図った（第3章参照）。今後は、本評価結果も活用しながら、更なる指標の
32 充実や施策グループの見直しを図るなど、実施中期計画の策定に向けた検討を進めていく。

第2章 各施策グループの推進方針等

1 概要

35の各施策グループの推進方針、主要施策、KPI 等について、本章2に示す。（35の施策グループに係る「起きてはならない最悪の事態」は表1、令和6年度に取り組むべき主要施策（主な例）は表2に示すとおり。）

国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別に附属資料（別紙1）分野別施策一覧にとりまとめる446の施策（対前年比+10）を推進する。また、各施策グループ及び施策の進捗管理のため、附属資料（別紙2）指標一覧のとおり、KPI、補足指標を含む611の指標（重複除く。対前年比+115。）を設定する。

施策グループの推進に当たっては、施策グループが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で KPI 等の具体的データを共有するなど、施策グループ推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、5か年加速化対策を踏まえ、本対策により更なる加速化・深化を図る取組については、関係府省庁が定めた対策項目ごとの中長期の目標及び5年後の状況により進捗管理を行い、取組の一層の推進に努めるものとする。

また、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、6つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえた代表的な KPI を「ベンチマーク指標」として、ハード施策関係40指標、ソフト施策関係28指標を設定している（附属資料（別紙2）指標一覧において明示）。

1 表1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
			1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
			1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
			2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
			3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
			4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
			4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
			4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
			4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
			4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
			5-3	都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
			5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
			6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

1 表2 令和6年度に取り組むべき主要施策（主な例）

5か年加速化対策も踏まえ、基本計画に掲げた35の施策グループを推進

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- 【国交】立地適正化計画の強化
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【国交・農水・財務】流域治水対策（河川、ダム、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）
- 【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備、海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進、海岸の侵食対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交・環境】盛土の安全確保対策の推進
- 【国交】河川管理施設・砂防設備等の老朽化対策
- 【内閣府】火山災害対策の推進
- 【国交】TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築
- 【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
- 【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策
- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進、密集市街地等の改善に向けた対策の推進、延焼防止等に資する緑地の確保、建築物の火災安全対策の推進、地下街の防災対策の推進
- 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）、国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等、私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）、私立専修学校施設の耐震化等

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等、災害拠点病院等の給水設備の強化、救命救急センター等の非常用通信設備の強化等
- 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
- 【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進
- 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進、物資調達・輸送調整等支援システムの整備
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加等）
- 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保
- 【警察】災害用装備資機材の充実強化
- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備、大規模災害に耐えうる燃料の備蓄
- 【国交】TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築、医療用コンテナ活用の検討
- 【内閣官房】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進
- 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

- 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【警察】 災害用装備資機材の充実強化
- 【国交】 TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備
- 【総務】 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保
- 【総務】 衛星通信システムに関する制度整備等の推進
- 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【内閣府】 デジタル・防災技術の活用促進
- 【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築
- 【国交】 新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
- 【国交】 緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業
- 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策
- 【国交】 港湾におけるデジタル化に関する対策
- 【経産】 工業用水道事業におけるデジタル技術等、広域化等、民間活用の推進
- 【経産】 スマート保安の推進

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 【内閣府】 民間企業及び企業間／企業体／業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及促進
- 【内閣府】 企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
- 【経産】 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の推進
- 【経産】 製油所等の緊急入出荷能力の強化
- 【金融】 金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【金融】 金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【デジタル】 預貯金口座付番制度
- 【農水】 災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
- 【農水】 水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進
- 【経産】 工業用水道事業におけるデジタル技術等、広域化等、民間活用の促進

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策、大都市圏及び地方都市の環状道路の整備、広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 【国交】 道路橋梁の耐震補強、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 【国交】 道路法面・盛土の土砂災害対策、道路の雪害対策の推進、道路施設の老朽化対策
- 【国交】 道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加等）
- 【国交】 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 【国交】 道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【警察】 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【農水】 農道・農道橋等の保全対策の推進
- 【国交】 鉄道施設の耐震対策、鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】 鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策、鉄道における雪害対策の推進、鉄道施設の老朽化対策
- 【国交】 滑走路等の耐震対策、空港の老朽化対策
- 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発、効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保、港湾における老朽化対策
- 【警察】 老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【経産】指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道強靱化の推進
- 【農水】農業水利施設の耐震化、集落排水施設の耐震化等、
農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進、浄化槽長寿命化計画策定推進への支援
- 【経産】送電網の整備・強化対策、送配電網の耐雪害対策、
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化、
石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進
- 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等
の自立・分散型エネルギー設備に関する対策
- 【総務】デジタルインフラの強靱化、非常時における事業者間ローミングの実現等、
衛星通信システムに関する制度整備等の推進
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 【国交】復興事前準備の推進
- 【法務・国交】所有者不明土地対策の推進、災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査
による地籍図の整備等の推進
- 【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推
進、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進
- 【文科】国指定等文化財（建造物）の耐震対策・適切な修理周期における保存修理、国指定等文化
財の防災施設の整備、国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な修理周期における保存整
備、史跡名勝天然記念物等に対する適切な整備周期による保存整備
- 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【金融】災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化
- 【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援、災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理
計画の作成支援
- 【国交】貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施、海上輸送の大量輸送特性を活
かした災害廃棄物の広域処理体制の構築
- 【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
- 【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進

2 35 の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策

■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えるとともに、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、建物評価手法の普及・定着、リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設、CLT（直交集成板）を含む新工法や金融商品の開発、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。さらに、高経年マンションについては、区分所有法の見直しを踏まえた区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みに関する事業手続の整備等を通じてマンションの再生の円滑化を図る。
- 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進する。
- 地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。
- 大規模地震等における道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスクを軽減するため、関係府省庁と連携した多様な事業手法や道路管理者による占用制限の活用等により、コスト縮減や事業のスピードアップを図りつつ、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
- 交通施設について、倒壊による危害を利用者に与えないよう、沿道沿線や立体交差する施設等を含め、耐震化や除却等を進める。
- 地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐため、地下街の耐震対策を推進する。特に、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が未完了の地下街における対策を推進する。
- 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。
- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。
- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整

- 1 備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資す
2 る防災機能を強化する。
- 3 ○ 各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、防災シェルターの重要性が高まって
4 いる社会情勢を踏まえ、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能する
5 よう配慮する。
- 6 ○ 発生が想定される南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地
7 震、中部圏・近畿圏直下地震等の巨大地震については、最新の知見等を踏まえた人的・
8 物的・経済的被害想定・見直しを定期的に行い、これに基づき具体化された、揺れ、火
9 災、津波等地震特性や地域特性に応じた被害への対策について、関係機関等が連携して
10 推進する。
- 11 ○ 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確
12 保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る
13 取組を推進する。また、地域に密着し、発災直後から消化・救助活動等を展開する消防
14 団・自主防災組織の充実強化を図るため、小型車両をはじめとした消防団が使用する車
15 両・資機材の充実、消防団拠点施設の強化、自主防災組織等の活性化等を推進する。
- 16 ○ 大規模地震発生による被害軽減のためには、地震の発生可能性の予測が重要であり、
17 活断層で発生する地震や海溝型地震の評価手法の高度化や、先端的な情報科学を用いた
18 地震研究の高度化等を引き続き推進する。また、評価結果を広く情報発信する取組を更
19 に進める。
- 20 ○ 高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、住宅・建築物やインフラ等の適切かつ効率的
21 な維持管理を推進するため、対象建築物・土木構造物等を破壊することなく高速かつ高
22 性能に欠陥箇所・脆弱箇所を特定・把握するための診断・計測技術や強靱化に資する構
23 造材料等の研究開発を引き続き実施する。
- 24 ○ 地震の発生から強い揺れの到着までの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を与え
25 るため、緊急地震速報の発表に不可欠な観測機器等の整備等、緊急地震速報等の更なる
26 改善と活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等につい
27 て、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 28 ○ 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。
- 29 ○ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修
30 への支援を行う。
- 31 ○ 地震時に閉じ込めが起こりづらく、自己診断・自動復旧運転ができるエレベーターの
32 設置を推進する。
- 33 ○ 近畿地域の活断層の長期評価を早期にとりまとめるとともに、中部地域の活断層の長
34 期評価についての検討を進める。

35 (主要施策)

36 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

37 【国交】空き家活用・管理の促進による空き家の放置や老朽化の予防

38 【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進

39 【国交】宅地の耐震化の推進

40 【国交】老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策

41 【国交】老朽化マンションの建替え等の促進

42 【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策

43 【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

44 【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等

- 1 【文科】国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策
- 2 【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 3 【文科】公立社会教育施設（公民館）の耐震化
- 4 【文科】公立社会体育施設の耐震化
- 5 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 6 【厚労】医療施設の耐震化
- 7 【厚労・こども】社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 8 【法務】矯正施設の防災・減災対策
- 9 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 10 【農水・国交・環境】盛土の安全確保対策の推進
- 11 【国交】道路橋梁^{りょう}の耐震補強
- 12 【文科】非破壊診断技術に関する研究開発
- 13 【内閣府】地震・津波対策の推進
- 14 【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化
- 15 【文科】地震調査研究推進本部による評価
- 16 【文科】情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト
- 17 【文科】国立大学等の最先端研究基盤の整備対策
- 18 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 19 【内閣府】スマートインフラマネジメントシステムの構築
- 20 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 21 【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 22 【国交】地下街の防災対策の推進
- 23 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備
- 24 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進
- 25 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 26 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 27 【内閣府】防災計画の充実のための取組推進
- 28 【文科】学校における防災教育の充実

30 1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

32 (推進方針)

- 33 ○ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火
- 34 器等の普及を図る。また、電気に起因する火災の発生抑制のため、感震ブレーカー等の
- 35 普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組
- 36 を行う。
- 37 ○ 地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公園の整備、老朽建築
- 38 物等の除却・建て替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保する
- 39 ため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）や防災マップの作成、消火・避難
- 40 訓練の実施等のソフト対策を促進する。また、密集市街地以外においても、強風等の条
- 41 件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進す
- 42 る。
- 43 ○ 住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等
- 44 に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や金融商品の開発等あらゆる手法を組み
- 45 合わせ、耐震化を進める。

- 水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進すること等により、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する。
- 直通階段が一つしかない既存不適格建築物等の安全性を向上するため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。
- 地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進による消防団員のより一層の確保とともに、大規模火災等に対応するため、多機能消防車等の装備や訓練の充実、消防団拠点施設等の整備、自主防災組織等との連携強化を推進する。

(主要施策)

- 【総務】 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進
- 【国交】 密集市街地等の改善に向けた対策の推進
- 【国交】 延焼防止等に資する緑地の確保等
- 【内閣府】 防災計画の充実のための取組推進
- 【国交】 住宅・建築物の耐震化の促進
- 【国交】 建築物の火災安全対策の推進
- 【国交】 避難地等となる公園、緑地、広場等の整備
- 【国交】 避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進
- 【内閣府】 地震・津波対策の推進
- 【防衛】 各種災害を想定した対処訓練の継続的实施
- 【警察】 災害用装備資機材の充実強化
- 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【国交】 上下水道施設の耐災害性強化
- 【総務】 消防防災施設の整備
- 【内閣府】 地域防災力の向上

1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年変更）を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年変更）を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を、対象となる都道府県・市町村等において早期に作成又は変更し、これらの計画に基づき地震・津波対策を着実に講じる。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関しては、積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた防災対策を推進する。
- 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。
- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。
- 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかに復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。
- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を進める。

- 津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう、海岸防災林の整備を進める。
- 南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網を設置していない西側の海域等における地震・津波観測網の整備・運用、巨大地震の発生可能性の相対的な高まりを示すものとして見逃せない現象である「ゆっくり滑り（スロースリップ）」を観測する装置の地球深部探査船「ちきゅう」を用いた整備、南海トラフ沿いの「異常な現象」（半割れ地震・スロースリップ等）のモニタリング、発生後の状態変化の予測等、社会的な影響も含む地震・津波被害の最小化を図るための調査・研究を進める。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には後発地震に対して警戒する措置、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合には注意する措置が効果的に行われるよう、国・地方公共団体等は、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講じる。
- 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進する。
- 国民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、津波警報等防災気象情報の発表に不可欠な観測機器等の整備等により、情報の高度化を進めるとともに、防災行政無線等の拡充・機能強化を推進する。
- 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自分事化に関する DX 化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取り組みを推進し、教育現場の教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承碑の活用を促進する。
- 津波発生時の避難は徒歩避難を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合等、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 災害発生時に迅速な避難行動ができるよう、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、避難路の機能を有する道路や避難場所の整備を進める。また、船上や航空機の機内等、様々な状況下を想定した避難方法を整える。
- 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る。
- 逃げ遅れて漂流・孤立した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機、ドローン等の配備を進め、迅速な搜索・救助活動や災害関係情報の収集ができる体制を整備する。
- 国際機関とも連携して、「世界津波の日」の意識啓発や津波等の防災教育を推進する。

（主要施策）

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

【農水・国交】海岸の侵食対策

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

- 1 【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の促進
- 2 【農水】海岸防災林の整備
- 3 【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
- 4 【内閣府】地震・津波対策の推進
- 5 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 6 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 7 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 8 【国交】港湾における津波対策の実施
- 9 【農水】漁業地域における避難路の整備・保護の強化
- 10 【国交】道路における津波や洪水・浸水への対応
- 11 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 12 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 13 【国交】官庁施設の津波対策
- 14 【内閣府】防災計画の充実のための取組推進
- 15 【国交】津波防災地域づくりの推進
- 16 【国交】防災情報の高度化対策（津波・高潮ハザードマップ作成の推進）
- 17 【国交】津波発生時における乗客の安全確保
- 18 【文科】学校における防災教育の充実
- 19 【国交】大規模災害に備えた災害の自分事化の推進
- 20 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上
- 21 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 22 【内閣府】地域防災力の向上
- 23 【外務】「世界津波の日」に関する津波への意識向上のための普及啓発活動
- 24 【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築
- 25 【文科】防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト
- 26 【文科】海底深部における地殻変動観測装置の整備
- 27 【文科】海底地震・津波観測網の運用
- 28 【経産】南海トラフモニタリングのための地下水等総合観測施設の整備
- 29 【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化
- 30 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 31 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 32 【国交】防災情報の高度化対策（被害状況把握の効率化・情報集約の高度化）
- 33 【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用
- 34 （道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設置等）
- 35 【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
- 36 【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保
- 37 【国交】巡視船艇・航空機の整備
- 38 【警察】警察用航空機等の整備
- 39 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 40 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・強靱化の推進
- 41 【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的实施
- 42
- 43 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者
- 44 の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高
- 45 潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（推進方針）

- 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生している。このため、ダムの事前放流等の既存ストックを最大限活用する取組を踏まえた上で、河川の整備に係る計画等を適切に見直しつつ、堤防、ダム、下水道、雨水貯留浸透施設等の整備を加速するとともに、水災害リスクに応じたまちづくり・住まいづくり等を推進するため、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係府省庁や地方公共団体などあらゆる関係者との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。特に、水害リスクの高い河川については、都道府県における流域水害対策計画の策定等を支援することなどを通じて、特定都市河川や貯留機能保全区域等の指定を進める。また、流域治水の取組を進めるに当たっては、グリーンインフラの考えを踏まえ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成にも貢献する。
- 大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、高規格堤防の整備等の抜本的な治水対策を推進する。
- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の技術開発及び整備を進める。
- 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化（防災を主流化）や防災移転支援計画制度の活用等による移転を推進するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。
- ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AI の活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、同技術を活用したダムの運用の改善・高度化等を進め、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の取組を推進する。
- 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進める。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
- 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
- 各都道府県における海岸保全基本計画の変更を促進し、気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や侵食対策を進める。
- 防災情報の更なる高度化を図るため、水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するとともに、オープンデータ化を含めた河川情報の提供やサイバー空間上のオープンな実証実験基盤（流域治水デジタルテストベッド）整備により、官民連携による避難行動を促すサービスや洪水予測技術の開発、流域治水の自分事化等を促進する。
- 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよ

- う、橋 梁^{りょう}や道路の洗掘防止等の対策や橋 梁^{りょう}の架け替え等を推進する。また、近年の強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。さらに、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、直轄国道の高架区間等を緊急避難場所等として活用するための避難施設を整備するなど、道路における洪水・浸水・津波への対応を推進する。あわせて、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進する。
- 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋 梁^{りょう}や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。
 - 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により、線状降水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化を図る。くわえて、北極域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。
 - 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。
 - 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。
 - 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。
 - 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。
 - 大規模な洪水・高潮氾濫時における広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討を推進する。
 - 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等のインフラ分野の DX を推進する。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。
 - 高精度な気候変動予測データを創出するとともに、DIAS の長期的・安定的な運用を継続することにより地球環境ビッグデータを利活用し、国土強靱化等に貢献する研究開発を推進する。
 - 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続きデータの整備や知見の収集・提供を進めるとともに、令和 4 年度に改訂を行った地域気候変動適応計画策定マニュアルの周知を進め、市町村における地域気候変動適応計画策定を支援する。
 - 令和 2 年 6 月に公表した「気候変動×防災」戦略の主流化のため、気候変動×防災の取組に関するマニュアル（令和 5 年度公表）を地方公共団体に広く周知するなど、地方

公共団体における地域気候変動適応計画及び防災関連計画への「気候変動×防災」の取組の反映や、気候変動対策及び防災・減災対策の包括的な実施を推進する。

(主要施策)

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】あらゆる関係者との協働による水災害対策「流域治水」の推進

【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策

【国交】河川管理施設・砂防設備等の老朽化対策

【国交】流域治水対策（下水道）

【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）

【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

【国交】災害に強い市街地形成に関する対策

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】「田んぼダム」等の取組の推進

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水・国交】気候変動を踏まえた治水計画等の見直し

【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上

【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策

【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上

【文科】高精度予測情報等を通じた気候変動対策

【文科】異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】海岸の侵食対策

【財務】流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）

【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

【国交】道路における津波や洪水・浸水への対応

【国交】鉄道施設の浸水対策

【国交】鉄道河川橋梁^{りょう}の流失、傾斜対策

【国交】鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

【内閣府】地域防災力の向上

【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築

【内閣府/文科】ムーンショット型研究開発制度目標8「2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現」

【国交】河川情報の提供の充実

【国交】河川情報オープンデータの推進及び冗長化・合理化の推進

【国交】防災情報の高度化対策（洪水予測の高度化）

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

- 1 【国交】 流域治水デジタルテストベッドの整備
- 2 【農水】 農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上
- 3 【内閣府】 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 4 【国交】 水防団の充実強化等による地域水防力の強化
- 5 【国交】 TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 6 【国交】 施工の効率化・省力化に資する対策
- 7 【国交】 要配慮者利用施設等の避難確保対策の推進
- 8 【国交】 水害リスク情報の空白域の解消・充実
- 9 【国交】 大規模災害に備えた災害の自分事化の推進
- 10 【国交】 流域治水対策（ダム）
- 11 【国交】 防災情報の高度化対策（利水ダムにおける情報網整備）
- 12 【国交】 治水等多目的ダムの堆砂対策

14 1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多 15 数の死傷者の発生

17 （推進方針）

- 18 ○ 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有するなど、土砂・洪水氾濫の
19 蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発
20 生した流域と同様の地形的特徴を有するなど、対策の優先度が高い流域を調査により抽
21 出・選定した上で、必要な対策を講じる。
- 22 ○ 豪雨のみならず、南海トラフ地震や首都直下地震等、将来発生が予想されている大地
23 震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び
24 社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、土砂・洪水氾濫や土石流に対し
25 て土砂・流木の捕捉効果が高い透過型砂防堰堤の整備を進めるとともに、土砂災害リス
26 クの低いエリアへの居住誘導等を行う防災まちづくりの取組と一体的に実施する土砂災
27 害対策を推進するなど、引き続き砂防施設等の整備を推進する。
- 28 ○ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、引き続きトータルコストの縮減、費用の
29 平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。
- 30 ○ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き
31 土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の認知度の向上、都
32 道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住
33 民等の円滑な避難を促進する。また、人工衛星やドローン等を活用して、土砂災害の実
34 態把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の早期実施や警戒避難体制の構築を
35 支援する。
- 36 ○ 被災地における速やかな応急復旧等のため、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の
37 更なる充実を図るとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活
38 動を可能とするため、建設機械の自動化・遠隔化技術等の開発・改良等のインフラ分野
39 の DX を推進する。
- 40 ○ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する
41 傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも
42 配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂
43 流出の抑制等を進める。
- 44 ○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等
45 の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再生林を推進する。

○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により、線状降水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化を図る。くわえて、北極域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。

（主要施策）

【国交】流域治水対策（砂防）

【国交】河川管理施設・砂防設備等の老朽化対策

【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策

【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進
（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等

【農水・国交】気候変動を踏まえた治水計画等の見直し

【内閣府/文科】ムーンショット型研究開発制度目標8「2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現」

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

【国交】防災情報の高度化対策（土砂災害・火山噴火に対する警戒避難体制）

【国交】TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化

【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・強靱化の推進

【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策

1-6）火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

（推進方針）

○ 火山調査研究推進本部の下、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進し、それに基づく総合的な評価を行うほか、大学・研究機関等との協力により機動観測体制を構築する。また、火山現象の専門的な知識又は技術を有する人材の育成・確保に取り組む。

○ 火山噴火や火山噴出物の流出に伴う土砂災害の被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト両面から対策を講ずるとともに、退避壕・退避舎等の整備を進める。

○ 高精度な地形データに基づき、火山噴火の状況に応じて土砂災害のリスクが及ぶ範囲をリアルタイムで想定する「火山噴火リアルタイムハザードマップ」の整備及び精度向上を進めるとともに、火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の備蓄や監視・観測機器の整備等の「平常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める。

○ 警戒避難体制の整備に当たっては、火山地域の状況や想定される噴火の規模、影響範

- 1 囲等の特性を踏まえ、関係都道府県・市町村の間で整合のとれた避難計画、集客施設等
2 における避難確保計画等の策定等とともに、これらの計画に基づく防災訓練を行う。ま
3 た、「火山防災の日」の普及啓発や火山防災に係る防災教育等を推進する。
- 4 ○ 噴火警報等の発表に不可欠な観測機器等の整備等により、噴火警報等の防災気象情報
5 の高度化を進めるとともに、今後打ち上げ予定の先進レーダ衛星の適切な運用により、
6 火山活動の活発化の兆候を速やかに把握するための監視を継続的に実施する。
- 7 ○ 火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客や外国人等が理解しや
8 すいよう、発信する内容、手段（多言語化を含む）等を工夫するほか、情報通信技術の
9 活用等を通じて、迅速かつ的確に伝えられるようにする。
- 10 ○ 全国陸域の99火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変
11 動情報の速やかな提供を行う。そのために必要な解析システムの安定運用と高度化、耐
12 用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行うとともに、今後打ち上げ予定の先
13 進レーダ衛星（ALOS-4）データの解析を開始する。

14 15 （主要施策）

- 16 【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）
17 【国交】流域治水対策（砂防）
18 【農水】荒廃地等における治山施設の整備
19 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
20 【文科】火山調査研究推進本部の運営
21 【文科】火山の総合的な評価に資する調査研究の推進
22 【文科】火山調査研究推進本部の一元的な火山調査研究の推進に資する火山観測網の構
23 築・運用
24 【文科】火山の機動観測体制の構築
25 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
26 【文科】即戦力となる火山人材育成プログラム
27 【文科】新型基幹ロケット（H3ロケット）の開発及び射場整備
28 【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視
29 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
30 【内閣府】火山災害対策の推進
31 【国交】防災情報の高度化対策（土砂災害・火山噴火に対する警戒避難体制）
32 【国交】大規模災害に備えた災害の自分事化の推進

33 34 1-7) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

35 36 （推進方針）

- 37 ○ 冬期の道路交通確保のため、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要
38 国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等の基幹的な道
39 路ネットワークの強化を図るとともに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生
40 しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵、チェーン着脱場、効率的な除雪作
41 業のための除雪ステーション等の整備を進める。また、やむを得ず車両滞留が発生した
42 場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。あわせて、大規模な車
43 両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に
44 向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控え等の行動変容を促す取組、高速道路と
45 並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇^{ちゅうちよ}ない通行止め等を推し進める。

- 幹線道路における除排雪を適切に実施するとともに、除雪機械の増強、貸与等の地方公共団体への支援や積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策等の検討を進める。
- 降積雪時、列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策を強化する。特に、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、除雪機・融雪設備等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底、乗客への具体的情報提供の強化、地方公共団体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練等が適切に実施されるよう対策を進める。
- 安全で効率的かつ持続的な除排雪を推進し、除排雪中の人命に関わる事故等を減少させるため、引き続き、共助除排雪体制整備に向けた支援を行う。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。
- 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により、各種防災気象情報の高度化を図る。
- テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないように、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう拡充・機能強化する。
- 大規模災害時における迅速かつ網羅的な状況把握はその後の救助活動を実施する上で不可欠であることから、迅速な撮影及びリアルタイムの映像伝送に一部制限がある現在のヘリコプター映像伝送システムについて、電波の到達距離外の地域における映像伝送を可能とするため、ヘリサット搭載事業の推進を図る。
- 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。
- 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。
- 豪雪地帯における津波からの避難路の冬期管理については、地域住民と一体となって、いつでも適切に活用可能な状態に保つ。
- 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進する。

（主要施策）

- 【国交】道路の雪寒対策の推進（大雪時の道路交通確保対策、雪崩防止柵等の防雪施設の整備）
- 【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
- 【国交】鉄道における雪害対策の推進
- 【経産】送配電網の耐雪害対策
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備

1 【国交】除排雪に係る方針策定と体制整備の推進

2 【国交】空き家活用・管理の促進による空き家の放置や老朽化の予防

3 【内閣府】地域防災力の向上

4
5 ■ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境
6 を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

7
8 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

9
10 (推進方針)

- 11 ○ 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・装
12 備資機材等の充実強化を推進する。また、TEC-FORCE においては、限られた時間で最適
13 な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等のデ
14 ジタル化を踏まえた取組を推進する。
- 15 ○ くわえて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充
16 実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保、
17 緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備等を推進する。
- 18 ○ ISUT がより効果的に活動できるよう、地方公共団体等の関係機関における ISUT の活用
19 の促進や、ISUT による地図作成の迅速化・効率化を図る。
- 20 ○ 関係府省庁の災害対応業務、関係機関における情報共有・利活用において利便性の高
21 い UTM グリッド地図の活用等について、一般的な防災業務における標準化を一層推進す
22 る。
- 23 ○ 物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、岸壁・防
24 潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が
25 機能不全に陥るリスク、一つの港湾における被災の影響が広域的に波及するリスク等の
26 増大に対応するため、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフト一体となった総合
27 的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取組を推進する。その際、脱炭素化に配慮し
28 た港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の取組とも連携し、エネ
29 ルギー転換に伴う臨海部の大規模な土地利用転換を契機とした強靱化を推進する。
- 30 ○ 自衛隊の艦船が迅速に救援物資を輸送するため、輸送・補給拠点となる施設等を整備
31 する。また、部隊の迅速かつ適切な任務遂行を図るため、燃料や糧食等を備蓄する。
- 32 ○ 大規模災害発災後において、活動を開始すると見込まれる米軍との連携手順を日米双
33 方で明確化するとともに、応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等についても明確化
34 する。
- 35 ○ 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要
36 性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。
- 37 ○ 「仙台防災枠組2015-2030」に基づいた各国の取組を推進し、我が国が「防災先進国」
38 として国際社会における防災の主流化を引き続き積極的に推進していく等、戦略的な国
39 際防災協力の展開や国連等国际機関を通じた国際防災協力等を推進する。
- 40 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地
41 域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど
42 し、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
43 また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 44 ○ 災害対応において関係省庁ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対
45 応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。

- 地域における活動拠点となる警察施設、自衛隊施設や消防庁舎等の耐災害性を更に強化する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、官民が保有するプローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する。
- 災害対応に役立つ情報を災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを構築するため、基本ルール等の策定、次期総合防災情報システムの開発・整備・運用等の充実強化、各府省庁等の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体・指定公共機関との連携の充実に取り組む。さらに、災害対応機関が収集した被害状況等の映像情報等を収集できるよう「防災 IoT」インターフェースの実装や、ISUT（災害時情報集約支援チーム）の充実強化等の防災 DX に取り組む。
- 住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。
- モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動が取れるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等を推進する。さらに、災害ケースマネジメントや個別避難計画に係る全国レベルの連携体制の強化と都道府県・市町村レベルでの連携への波及を通じて全国連携体制の強化を図るとともに、個別避難計画を作成する経験の蓄積を通じた取組着手の後押しを通じて未着手団体の解消を目指す。災害ケースマネジメントにおいては、地方公共団体における実施体制の構築を目的としたモデル事業を実施するとともに、得られた知見を横展開することで、災害ケースマネジメントの取組の普及を図る。
- 首都直下地震想定エリア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。

（主要施策）

【総務】消防庁舎の耐震化

【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化

【防衛】大規模な災害にも耐えうるインフラ基盤とするための機能の維持・強化

【防衛】自衛隊の飛行場施設等の資機材等対策

【警察】警察施設の耐災害性の強化

【警察】災害用装備資機材の充実強化

【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備

【防衛】大規模災害に耐えうる燃料の備蓄

【防衛】南西地域における輸送・補給能力強化のための港湾等施設の整備

【国交】海上保安施設等の耐災害性強化対策

【国交】巡視船艇・航空機の整備

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

【内閣府】デジタル・防災技術の活用促進

【国交】港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進

【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保

【国交】TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化

【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的实施

- 1 【防衛】 災害派遣時に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備
- 2 【防衛】 大規模災害時における在日米軍との連携の深化
- 3 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 4 【総務】 常備消防力の強化
- 5 【厚労】 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 6 【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援
- 7 【内閣府】 個別避難計画作成の促進
- 8 【内閣府】 国際防災協力の推進

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（推進方針）

- 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院や耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。
- 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施する。
- 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備を設置し、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
- 災害時において医療機関が都道府県や DMAT 等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備する。
- 国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行う。
- BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院（救命救急センター・周産期母子医療センター等）に対しても、優先的に BCP 策定研修を実施し、BCP 策定率の向上を図る。
- 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の更なる養成を推進する。
- どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、全ての都道府県において DPAT 先遣隊の整備を進める。
- 被災都道府県の災害対策本部において災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 南海トラフ地震・首都直下地震等多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた省庁横断的な具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と都道府県で連携体制を構築し、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、医薬品のうち輸血用血液製剤については、災害時等に必要な供給を確保するため、日本赤十字社の供給体制に支障が生じる

- ことが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。
 - 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
 - 災害時等の医療機能の拡充と多様化を図る観点から、海からのアプローチという、これまで十分に検討が行われてこなかった船舶を活用した医療提供体制について、具体的な活動要領等を定める等、法の施行後に策定する整備推進計画の具体化に向けた取り組みを進める。あわせて、船舶を活用した災害医療活動の実効性を向上させるため、船舶を実際に活用した検証を引き続き実施し、官民一体となって船舶活用医療の提供体制整備を進める。また、医療コンテナの実用性を検証するため、災害時を想定した訓練や実災害における医療コンテナの活用を通して、普及促進に向けた課題抽出や対応策を検討する。
 - 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
 - DMAT 等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者や医薬品等の搬送ルートの優先的な確保等取組を進める。
 - 交通渋滞により緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民が保有するプローブ情報の活用や広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、デジタル技術を活用した効率的な災害覚知、関係機関が連携した通行実績情報の収集等を推進し、自動車の通行に関する情報の迅速な把握や交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による出控えについて、国民の理解と協力を促すなど、災害時交通マネジメントを推進する。
 - そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、首都直下地震想定エリア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。
 - 災害時におけるへき地の医療機能を確保するため、医療機関のBCPを検討する。
 - 巨大地震による被災が想定される地域における医療機関の更なる耐災害性強化に取り組む。
 - 医薬品・医療ガス・医療機器・食料等のあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。
 - 都道府県における災害薬事コーディネーターの養成を行い、災害発生時における被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等、災害時の円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実を図る。
 - 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟は開棟後十数年が経つものが多く、設備の老朽化が目立つため、防災、減災の観点から設備の更新等を行うために大規模修繕等を実施する。

1 (主要施策)

2 【厚労】医療施設の耐震化

3 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

4 【厚労】心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の老朽化対策

5 【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定

6 【厚労】災害拠点病院等の給水設備の強化

7 【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等

8 【厚労】救命救急センター等の非常用通信設備の強化等

9 【厚労】医療用コンテナ活用の検討

10 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

11 【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携スキームの構築

12 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレー
13 ション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

14 【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

15 【内閣官房】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

16 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

17 【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成

18 【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築

19 【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

20 【厚労】災害薬事コーディネーターの養成

21 【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成

22 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

23 【国交】滑走路等の耐震対策

24 【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント

25
26 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状
27 態の悪化による死者の発生
28

29 (推進方針)

30 ○ 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生
31 活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設
32 置・運営等に資する取組を引き続き促進する。

33 ○ 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の取組状況や地区防災計画制
34 度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。

35 ○ 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避
36 難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施すると
37 ともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。

38 ○ 各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム
39 (DWAT, DCAT)の設置等により、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

40 ○ どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持す
41 るため、全ての都道府県においてDPAT先遣隊の整備を進める。

42 ○ 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火
43 葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等が
44 あるため、全都道府県で策定された広域火葬計画について具体的・実効的な計画への進
45 化を図る。

- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
 - 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年5月）」の内容や活用事例等について、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者等への周知を進める。
 - 洪水等の発生時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
 - 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。
 - 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する。
 - 避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を推進する。
 - 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
 - 車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。
 - 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。
 - 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
 - ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
 - 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。
 - 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。
 - あらゆる災害を想定し、被災都道府県等が被災状況等から DHEAT の必要性を判断し、適切な要請につなげられるよう、また、非被災都道府県は派遣要請に応じ、速やかに DHEAT を派遣できるよう、実災害を想定した訓練や研修を行うことにより体制整備を促進する。
- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【内閣府】地域防災力の向上
- 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

- 1 【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 2 【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等
- 3 【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化
- 4 【厚労・こども】社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 5 【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設
- 6 置等）
- 7 【環境】熱中症予防対策の強化
- 8 【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援
- 9 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレー
- 10 ション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策
- 11 【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築
- 12 【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 13 【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進
- 14 【内閣府】地域防災力の向上
- 15 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築
- 16 【内閣府】男女共同参画の視点からの防災・災害対応
- 17 【国交】防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインの周知
- 18 【国交】建築物における電気設備の浸水対策の推進
- 19 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 20 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進

22 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停

23 止

25 （推進方針）

- 26 ○ 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体
- 27 制を整備する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練や実践活用を
- 28 踏まえたシステムの高度化を図る。
- 29 ○ 都道府県や被災影響の少ない周辺市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援
- 30 的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。
- 31 ○ 食料物資が調達できない場合を回避するには、平時に民間の食料事業者等の協力の下、
- 32 応急用食料の調達可能量の調査を行い、食料不足が生じないようにする。
- 33 ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強
- 34 化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を推進する。
- 35 ○ 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非
- 36 常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- 37 ○ SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる
- 38 SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェ
- 39 ーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料
- 40 備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 41 ○ 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあ
- 42 るため、石油製品の国家備蓄を維持する。
- 43 ○ 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、災害
- 44 時において、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 45 ○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス

- 1 利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者
2 の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。
- 3 ○ 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普
4 及を推進する。
- 5 ○ 気候変動により激甚化・頻発化する気象災害による災害リスクの増大や南海トラフ地
6 震や首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、生命に関わる物
7 資・エネルギー供給の停止を防ぐため、気候変動等を考慮した港湾施設の耐震・耐波性
8 能等の強化や関連する技術開発、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフト一体と
9 なった総合的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取組、港湾機能を最大限活用した
10 災害対応のための物流・人流ネットワークである「命のみなとネットワーク」の形成、
11 効果的な事前対策や災害発生時の民間企業等の活動等を可能な限り円滑に継続できるよ
12 うにするための港湾防災情報の高度化（DX）を推進する。
- 13 ○ 大規模災害時の緊急物資・人員輸送の拠点として機能できるよう、空港の対災害性の
14 強化を進める。
- 15 ○ 渡河部の橋 梁 流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができ
16 ず孤立が長期化することがないように、その対策を推進する。
- 17 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強
18 を推進する。また、交通麻 痺 により物資を運べない事態を抑制するため、道路構造物
19 の液状化対策を推進する。
- 20 ○ 大規模災害発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放
21 置車両移動など対応能力を強化する。
- 22 ○ 豪雨等により土砂が航路に流出した場合でも、海上輸送ルートを確認できるよう大規
23 模出水時等に備えた航路の埋塞対策を実施する。
- 24 ○ 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、また、全国各地で
25 頻発する災害に対応し的確な支援活動が実施できるよう、災害支援に資する船舶への十
26 分な災害支援機能の整備等を進める。
- 27 ○ 複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害発生時に、緊急物資輸送の中継拠点や
28 広域支援部隊のベースキャンプとして機能する港湾広域防災施設の機能強化を図る。
- 29 ○ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
30 を防ぐために、現地に燃料等を輸送する。引き続き、訓練を通じ関係省庁との協力体制
31 の強化に努める。
- 32 ○ 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流
33 の実現に向けた取組を進める。
- 34 ○ 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に
35 行うために、輸送オペレーションのデジタル化や、訓練・演習を継続的に実施する。
- 36 ○ 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通
37 信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

38 (主要施策)

39 【内閣府】物資調達・輸送調整等支援システムの整備

40 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

41 【国交】上下水道施設の耐災害性強化

42 【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促
43 進

44 【経産】国家備蓄石油の適切な管理

- 1 【経産】 災害時に地域の燃料供給拠点となる SS の整備
- 2 【経産】 石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進
- 3 【経産】 災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 4 【経産】 送電網の整備・強化対策
- 5 【環境】 災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレー
- 6 ション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策
- 7 【内閣府】 地域防災力の向上
- 8 【国交】 道路橋梁の耐震補強
- 9 【国交】 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 10 【国交】 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 11 【国交】 道路の液状化対策
- 12 【国交】 道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 13 【国交】 新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
- 14 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 15 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 16 【国交】 港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進
- 17 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 18 【国交】 貨物駅・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化の促進
- 19 【国交】 緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業
- 20 【国交】 ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

22 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

24 (推進方針)

- 25 ○ 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅周辺地域等の滞
- 26 在者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、
- 27 官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 28 ○ 大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉に帰宅することにより緊急車両の通行を妨げる
- 29 などの応急活動への支障を防止し、あわせて帰宅困難者自身の安全を確保するため、官
- 30 民が連携し、3日間の一斉帰宅抑制の基本原則の普及、企業等における施設内待機や拠
- 31 点のない帰宅困難者の待機場所の確保を図るとともに、大規模な集客施設や駅等におけ
- 32 る利用者の保護等の対策の一層の推進を図る。
- 33 ○ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅
- 34 支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 35 ○ 大規模災害時、被災地への初期移動が困難な状況下においても、迅速に災害情報を提
- 36 供できるよう、AI による画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等の IT、ド
- 37 ローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制の構築を図るととも
- 38 に、携帯通信網を介さずにインターネット回線につながることが可能な情報コンセントの
- 39 整備を進めるなど、道路管理体制の強化を図る。あわせて、収集蓄積したデータの一部
- 40 をオープン化し、データの利活用やオープンイノベーションを促進するなど、道路シス
- 41 テムの DX「xROAD」の取組を進める。
- 42 ○ このほか、鉄道施設の耐震対策・浸水対策、交通情報収集・提供・活用のためのシス
- 43 テムの整備・運用、信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備、災害時における自
- 44 転車の活用の推進、空港における護岸かさ上げ・排水機能強化による浸水対策、空港
- 45 BCP（A2（Advanced/Airport）-BCP）の実効性強化対策、流域治水対策、企業の本社機

- 1 能の地方移転・拡充の支援等を推進し、大都市圏における大量の帰宅困難者の発生を抑
2 制する。
- 3 ○ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難
4 者が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。

5
6 **（主要施策）**

- 7 **【内閣府・国交】** 主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進
8 **【警察】** 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
9 **【国交】** 新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
10 **【国交】** 空港 BCP の実効性強化対策
11 **【内閣府】** 企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
12 **【国交】** 地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施
13 **【国交】** 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
14 **【国交】** 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用等
15 **【国交】** 地下街の防災対策の推進
16 **【警察】** 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
17 **【国交】** 大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
18 **【国交】** 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
19 **【国交】** 鉄道施設の耐震対策
20 **【国交】** 災害時における自転車の活用の推進
21 **【国交】** 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

22
23 **2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

24
25 **（推進方針）**

- 26 ○ 道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災
27 害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
- 28 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路や孤立を長期化させ
29 るおそれのある道路の法面・盛土等において、レーザプロファイラ調査や合成開口レ
30 ーダ（SAR）衛星等を活用し、災害リスクを把握するとともに、道路区域外からの土砂
31 流入等の近年の被災事例等を踏まえた耐災害性評価（リスクアセスメント）等も活用し、
32 効率的・効果的に対策を推進する。
- 33 ○ 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者
34 間で常に共有する。
- 35 ○ 災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備
36 や装備資機材等の充実を図る。
- 37 ○ 人の立入りが困難な被災現場においても迅速な災害復旧を行うことが可能となるよう、
38 建設機械の自動化・遠隔化技術の開発・改良を促進するとともに、孤立地域への輸送手
39 段として活用可能なドローン等を、安全かつ効率的に飛行させるための技術開発等に取り
40 り組む。
- 41 ○ 国による地方公共団体等への支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な
42 訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充
43 実や、被害状況把握の迅速化、隊員作業の効率化を図るためのシステムの構築を進める。
- 44 ○ 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像解
45 析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。

1 (主要施策)

2 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

3 【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

4 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

5 【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント

6 【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

7 【農水】農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進

8 【経産】災害対応等のためのドローン・空飛ぶクルマの実装に向けた開発・実証

9 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶
10 の利用に係る関係者との体制構築等の推進

11 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

12 【国交】流域治水対策（河川）

13 【国交】流域治水対策（砂防）

14 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

15 【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用

16 （道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設置等）

17 【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策

18 【国交】TEC-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化

19 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備

20 【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

21 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

22 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

23 【警察】警察施設の耐災害性の強化

24 【国交】防災情報の高度化対策（被害状況把握の効率化・情報集約の高度化）

26 2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

28 (推進方針)

29 ○ 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害
30 虫駆除等に必要な防疫業務用設備等の資材供給不足が起きないようにするなど、必要に
31 応じた対応が可能な体制を維持する。

32 ○ 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく
33 予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針等予防
34 接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状
35 況の把握に努める。

36 ○ 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時
37 に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施する。

38 ○ 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、
39 円滑に保健医療福祉活動が進められず、その結果、被災者の健康・心理状態の悪化によ
40 る死亡者の発生までに至ることも想定されることから、DHEAT が災害発生時に都道府県
41 等に設置される保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整
42 機能が円滑に進むように備える。

43 ○ 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医
44 療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺^ひしないようにす
45 る。

- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の^{いっ}溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。
- 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(主要施策)

- 【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施
- 【厚労】予防接種法に基づく予防接種の実施
- 【厚労】医療施設の耐震化
- 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築
- 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化
- 【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【国交】流域治水対策（河川）
- 【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援
- 【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進

■ 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(推進方針)

- 矯正施設の耐震化率は89%（令和5年度）であり、老朽化対策と併せ耐震化を着実に推進する。あわせて、AI や ICT の活用による経年劣化した監視カメラ等総合警備システム更新整備や、災害時に関係機関との間で情報共有体制の構築を、訓練等を通じて進める。
- 矯正施設の一部を地方公共団体等の避難場所に指定するといった地域との連携の深化により、地域の混乱リスクの低減に資するよう取り組む。
- 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上を図り、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。
- 信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める。
- 交通情報の集約や、官民が保有するプローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるた

め、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

(主要施策)

【警察】警察施設の耐災害性の強化

【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

【法務】矯正施設の防災・減災対策

【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働

【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施

【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備

【法務】法務省施設の防災・減災対策

【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化

【警察】通信指令施設の更新整備

【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

【警察】警察用航空機等の整備

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

【警察】警察情報通信設備等の更新整備

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(推進方針)

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 政府全体の BCP や各府省庁の BCP の実効性向上の観点から、同評価を行うことを通じて、中央官庁における業務継続体制の確保を図る。
- 官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて想定される地震及び津波に対し、耐震化・津波対策を推進する。耐震化率は97%（令和5年度末時点）となっており、進捗しているものの、老朽化していく官庁施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれることがないよう、対策を促進する。
- 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
- 首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進する。
- 災害時の被害低減のため、地図情報について、地形分類情報や詳細な標高データ等の災害リスク情報の整備に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備を実施するほか、地図情報の最新性の確保に資する地図情報整備の効率化のための技術開発等を実施する。

1 (主要施策)

2 【内閣府】中央省庁における業務継続体制の確保

3 【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント

4 【国交】災害時における自転車の活用の推進

5 【国交】道路橋梁の耐震補強

6 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

7 【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

8 【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策

9 【国交】災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等

10 【国交】官庁施設の津波対策

11 【総務】消防庁の災害対応能力の強化

12 【内閣府】立川・有明の丘・東扇島施設の適切な整備・維持管理の実施及び現地対策本部
13 設置のための官庁施設の整備

14 【内閣府】中央防災無線網設備の整備

15 【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

16 【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

17 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

18 【国交】地図情報等の整備による被害低減対策

20 3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

22 (推進方針)

23 ○ 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体の機能確保は、レジリエンスの観点か
24 ら極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時におい
25 ても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不
26 在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、
27 多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理
28 について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、
29 必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

30 ○ 防災訓練や研修等を定期的の実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウ
31 の取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた
32 人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用
33 についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統
34 合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

35 ○ 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確
36 保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る
37 取組を推進する。また、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや企業等と
38 の連携により消防団への入団を促進するとともに、消防団が使用する車両・資機材の充
39 実や教育訓練、自主防災組織等の活性化等を推進する。

40 ○ 公共施設等の耐震強化やコージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源の
41 整備を進める。

42 ○ 災害ケースマネジメントに関わる福祉関係者や弁護士等の士業者、NPO等の多様な
43 関係者が連携して取り組みを推進するために、全国の地方公共団体と協力して関係者が
44 一同に会する説明会を実施することで、平時から関係者で顔の見える関係を構築し、災
45 害ケースマネジメントの取組の定着を図る。また、災害時の迅速な被災者支援が可能な

- 被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、地方公共団体への助言等に取り組む。
- SNS を含む情報発信の在り方について整理する。

(主要施策)

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域等における地方公共団体の業務継続計画の策定

【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上

【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講の推進

【総務】応急対策職員派遣制度の運用による応援体制の強化

【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築

【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進

【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化

【総務】消防庁舎の耐震化

【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続に係るガイドラインの周知

【国交】建築物における電気設備の浸水対策の推進

【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保

【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化

■ 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

(推進方針)

- BCP 未策定の企業に対し、BCP の重要性についての理解促進を図るとともに、製造業、物流事業者及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCP の策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。
- 船舶交通の安全を確保するため航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化及び走錨事故等防止対策、道路の防災対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶を防止するため、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出を図りながら、本社機能の移転・分散化を促進する。
- サプライチェーンは国内に限らず海外にまで及ぶため、事前防災に係る我が国の知見を共有するなど、貿易相手国の防災能力強化にも取り組む。

- 利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点に対して非常用電源設備の導入支援を行うなど民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
- 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材を育成する。

(主要施策)

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】流域治水対策（砂防）

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

【経産】石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とその PDCA 実施の促進

【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

【国交】航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策及びレーダーの耐風速対策）

【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【国交】滑走路等の耐震対策

【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

【国交】道路の雪寒対策の推進（大雪時の道路交通確保対策、雪崩防止柵等の防雪施設の整備）

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(推進方針)

- 石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化を図るため、実効性のある防災訓練の継続的な実施や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に起因する海上災害への対応能力を強化するため、資機材の整備・維持管理や、コンビナート総合防災訓練、船舶火災消火訓練、排出油防除訓練等、地域の特性に合わせた関係機関合同の災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。
- 高圧ガス設備について、南海トラフ等の巨大地震を想定した液状化、流動化等への対策の検討を進め、耐震性能評価法の見直しに関する検討を実施する。
- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動等のセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高めるなど、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。
- 休廃止鉱山の坑道や技術指針に適合していない集積場について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。

- 化学物質の漏洩への対応力を全国一律で高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模大害の場合でも、地域間連携により対応することができるよう取り組む。
- 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。

(主要施策)

【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化

【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

【経産】スマート保安の促進

【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化

【経産】鉱山集積場の耐震化への対策

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル」の策定支援

【環境】JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する対策

【環境】PCB 早期処理のための対策

【経産】休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策

【環境】有害物質による健康被害を防ぐための調査

【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上

【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上

4-3) 海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

(推進方針)

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応するため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化やこれに係る技術開発、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取組を推進するなど、港湾施設の機能強化を図る。
- 港湾 BCP の実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾 BCP 訓練を継続的に実施し、PDCA サイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。
- 船舶交通の安全を確保するため、航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化対策及び走錨事故等防止対策を計画的に推進する。
- 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送機能に甚大な影響が及ばないように、滑走路等の耐震対策や浸水対策等のハード対策を進めるとともに、実効性強化のための空港 BCP (A2 (Advanced/Airport) -BCP) に基づく訓練の実施、及び火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や航空・空港関係者への解説強化、自動観測技術の開発等によるソフト対策を進める。

(主要施策)

【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保

【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

【国交】航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策及びレーダーの耐風速対策）

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

- 1 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 2 【国交】 港湾における老朽化対策
- 3 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 4 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 5 【国交】 空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 6 【国交】 空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 7 【国交】 空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 8 【国交】 空港の老朽化対策
- 9 【国交】 空港 BCP の実効性強化対策
- 10 【国交】 防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 11 【国交】 道路橋梁の耐震補強
- 12 【国交】 鉄道施設の浸水対策
- 13 【国交】 鉄道施設の耐震対策
- 14 【警察】 老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

16 4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

18 (推進方針)

- 19 ○ 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便（株）において、必要に応じて BCP の見直
- 20 しを行い、実効性を確保するとともに、交通の麻痺が生じないよう道路防災対策等を進
- 21 める。
- 22 ○ 各金融機関の BCP 策定、通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、自家発電機の設
- 23 置、システムセンター等のバックアップサイトの確保はおおむねなされているが、今後、
- 24 全ての主要な金融機関において早期に対策を実施する。また、金融庁・中央銀行・各金
- 25 融機関が参加する震災対応に係る銀行業界横断訓練や、関係機関も参加の下で 3 市場
- 26 （外国為替市場・証券市場・短期金融市場）合同の防災訓練を定期的に実施し、その結
- 27 果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 28 ○ 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバック
- 29 アップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 30 ○ 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよう、
- 31 預金口座へのマイナンバー付番等を進める。

33 (主要施策)

- 34 【金融】 金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 35 【国交】 大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
- 36 【国交】 流域治水対策（河川）
- 37 【金融】 金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 38 【金融】 金融機関における通信手段の多様化
- 39 【金融】 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等や紙情報の電子化、
- 40 電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全
- 41 対策
- 42 【金融】 銀行業界等関係業界内横断的な防災訓練等の実施
- 43 【デジタル】 預貯金口座付番制度
- 44 【総務】 日本郵便株式会社における郵便事業に係る事業継続計画の策定
- 45 【総務】 日本郵便株式会社における事業継続のための防災用品の備蓄

4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(推進方針)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化・耐津波化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 漁港管理者や漁協等に対して災害に強い水産地域づくりガイドライン等の普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する。BCP においては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保等の対策を位置付けるなど、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。また、土地改良施設を管理する土地改良区等における BCP の策定等を促進する。
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を着実に実施する。
- 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋^{りょう}梁の耐震化や港湾、空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。
- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強化やバックアップ体制の確保、コージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源設備の導入支援による物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

(主要施策)

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

【農水】農業水利施設の防災・減災等に係る基準等の改定

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有

【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）の推進及び体制強化

【農水】園芸産地事業継続対策

【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築

【内閣府】民間企業及び企業間／企業体／業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及促進

【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策

【農水】漁港施設の耐震化等

- 1 【農水】 漁港施設の長寿命化対策
- 2 【農水】 卸売市場における防災・減災対策のための施設整備の推進
- 3 【農水】 水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進
- 4 【農水】 農道・農道橋等の保全対策の推進
- 5 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 6 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 7 【国交】 物流事業者における災害対応力の強化
- 8 【農水】 応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

4-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(推進方針)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。
- 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

(主要施策)

- 【国交】 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保
- 【農水】 農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進
- 【経産】 指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道強靱化の推進
- 【経産】 工業用水道事業におけるデジタル技術等、広域化等、民間活用の促進
- 【農水】 農業水利施設の耐震化
- 【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進
- 【農水】 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【農水】 GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化
- 【農水】 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）の推進及び体制強化
- 【国交】 上下水道施設の耐災害性強化
- 【経産】 広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(推進方針)

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。
- 自然公園等において、ニホンジカ、外来生物等の侵入防止柵等を整備し、下層植生の衰退・裸地化、直接的な捕食といった生態系への被害の拡大を抑え、国土の荒廃・多面的機能の低下を防止する。
- ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカにおいては半減目標の達成が難しい状況にあり、広域的な捕獲を推進するなど、全国的に捕獲強化を継続し、そのための体制を強化する。
- 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や野生鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。
- 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下が起こり得ることから、回収・処理等を実施する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。
- 耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場における Eco-DRR の取組を更に進める。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐため、国土全体で健全な生態系を保全・再生する。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する。
- 国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地域における共同活動の継続的な実施や耕作放棄地の増加防止につながる野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策等を実施するとともに、地域防災力の向上に資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。
- 農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備を推進する。
- 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。
- 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害

を防止するため、CLT 等の建築用木材について、CLT パネルの寸法の標準化等の普及や接合金物の開発等の低コスト化の推進、標準的な木造化モデルの作成・普及など、CLT に関わる人材育成や CLT を使い易くする環境づくりの取組により、その供給・利用を促進し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

- 大規模津波による多数の死傷者の発生防止や浸水被害の防止・軽減のため、東日本大震災後の海岸防災林の再生の取組の中で得られた知見を踏まえ、海岸防災林による津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう整備を進める。

(主要施策)

【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化

【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上

【農水】海岸防災林の整備

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等

【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及

【農水】農地の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣被害対策の強化

【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

【農水】「田んぼダム」等の取組の推進

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化

【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

■ 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態

(推進方針)

- 中央防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、中央官庁の機能不全に陥ることを防ぐため、中央防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルートの多重化を進める。

- データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていること、及び国際海底ケーブルが房総半島や志摩半島に陸揚局が集中して

- いることを踏まえ、民間事業者によるデータセンターの分散立地や日本海側の海底ケーブル、国際海底ケーブルの分岐支線等の整備に対して支援を行うことによりデジタルインフラの強靱化を進める。
- 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。
 - 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進する。
 - 災害情報を全ての国民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
 - 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備等の整備及び運用体制の構築、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークや辺地共聴施設の光化・複線化等を進める。
 - きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における国民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に国民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。
 - 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。
 - 関係府省の施策連携による統合型G空間防災・減災システムの構築を推進する。
 - 地震・津波・火山観測網の構築・強化、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。
 - 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。
 - 外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。
 - 大規模自然災害等に備え、現実のネットワークの特性等を反映したデジタルモデルを更新し、これを用いて災害等の影響をシミュレートすることにより、インターネット特有の脆弱性への対策案の検討を進める。
 - 地上携帯電話基地局の障害が発生した場合にも、災害の影響を受けにくい HAPS により上空から広域で携帯電話エリアをカバーできるようにするため、HAPS の通信性能評価試験や既存無線局との共用可能性等に関する技術的検討を実施し、HAPS の実用化に必要な技術基準の検討を推進する。
 - 全国の地方公共団体等が発信する災害情報を効率的に伝達するためのLアラートについて、安定性・信頼性・継続性を一層向上するとともに、政府全体の防災 DX の取組にも寄与するものとするよう、見直しを進める。
 - 衛星通信は、離島、海上、山間部等を効率的にカバーし、自然災害をはじめとする非常時の通信手段として地上系ネットワークの冗長性の確保に有用であることから、高速大容量通信が可能な新たな衛星通信サービスや携帯電話端末による衛星との直接通信サービスに関する制度整備を推進するとともに、衛星通信システムの高度化に資する研究開発を実施する。

1 (主要施策)

- 2 【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備
3 【総務】災害対策としてのラジオに係る予備送信所設備等の整備の推進
4 【総務】ケーブルテレビネットワーク等の強靱化支援
5 【総務】デジタルインフラの強靱化
6 【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進
7 【総務】インターネットの通信サービスの脆弱性分析に関する調査研究
8 【総務】Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進
9 【内閣府】中央防災無線網設備の整備
10 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
11 【警察】警察情報通信設備等の更新整備
12 【警察】通信指令施設の更新整備
13 【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等
14 【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上
15 【国交】海上保安施設等の耐災害性強化対策
16 【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化
17 【文科】海底地震・津波観測網の運用
18 【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築
19 【文科】火山調査研究推進本部の一元的な火山調査研究の推進に資する火山観測網の構
20 築・運用
21 【文科】火山の機動観測体制の構築
22 【文科】技術試験衛星 9 号機 (ETS-9) 等の通信衛星の開発
23 【内閣府】総合防災情報システムの整備
24 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
25 【総務】可搬型予備送信設備及び臨時災害放送局の運用体制の構築
26 【総務】HAPS 無線システムの実現に向けた技術的条件に関する調査検討
27 【総務】衛星通信システムに関する制度整備等の推進
28 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
29 【国交】防災情報の高度化対策 (被害状況把握の効率化・情報集約の高度化)
30 【総務】デジタルインフラの強靱化
31 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・強靱化の推進
32 【総務】災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策
33 【総務】非常時における事業者間ローミングの実現等
34 【国交】国内旅行者に対する安全管理体制及び情報提供体制の構築
35 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
36 【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達
37 【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

38
39 5-2) 電力ネットワーク (発電所、送配電設備) の長期間・大規模にわたる機能の停止

40
41 (推進方針)

- 42 ○ 発電所・製油所・天然ガス等の大型プラントの耐災害性強化を推進する。
43 ○ 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープラ
44 ンを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
45 ○ 大規模災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に

- 円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する。
- 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
 - 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するとともに、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進やカーボンリサイクル燃料の社会実装に係る環境整備等を通じ、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
 - 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
 - 送電塔等の災害対策を強化する。

（主要施策）

【経産・国交・環境】脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援

【国交】防災性に優れた業務継続地区の構築

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進

【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

【経産】送電網の整備・強化対策

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

【経産】スマート保安の促進

【経産】送配電網の耐雪害対策

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施

5-3）都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

（推進方針）

- 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。
- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、陸上・海上の輸送基盤の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開のため、関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、必要となる装備資機材の充実を図る。
- SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備

蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。

- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動等のセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高めるなど、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

(主要施策)

【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化

【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携スキームの構築

【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化

【経産】スマート保安の促進

【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

【経産】災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直し

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

【経産】国家備蓄石油の適切な管理

【経産】災害時に地域の燃料供給拠点となる SS の整備

【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進

【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 大規模自然災害時においても、安全な水の供給や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の耐災害性強化等を上下水道一体となって推進する。
- 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの活用状況を調査し、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、地方公共団体が施設の老朽化・耐震対策を実施するための支援を引き続き行う。

(主要施策)

【国交】上下水道施設の耐災害性強化

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【農水】集落排水施設の耐震化等

【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進

【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(推進方針)

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能確保を図る。また、災害時の迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、高度な技術を要する場合等に国が災害復旧に関する工事を代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。
- 災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図る。
- 橋^{りょう}梁や舗装等の道路施設について、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 大規模災害時、被災地への初期移動が困難な状況下においても、迅速に災害情報を提供できるよう、AIによる画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等のIT、ドローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制の構築を図るとともに、携帯通信網を介さずにインターネット回線につながることが可能な情報コンセントの整備を進めるなど、道路管理体制の強化を図る。あわせて、収集蓄積したデータの一部をオープン化し、データの利活用やオープンイノベーションを促進するなど、道路システムのDX「xROAD」の取組を進める。
- 災害時においても道路交通の安全を確保するため、歩行者、自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。
- 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を図るとともに、災害時にも活用可能なAIカメラや高付加価値コンテナ等の設置、BCPの策定等、災害対応の体制構築を推進する。
- 災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、道路・農道・林道、港湾施設・漁港施設、下水道・集落排水施設・浄化槽の分野ごとに所管省庁が異なる2種類以上の施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。
- 地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、避難路の機能を有する道路整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ対策を推進する。
- 踏切道の長時間遮断により、災害時の緊急活動や人流・物流等が阻害されるリスクを回避するため、踏切の立体交差化等の対策を推進するとともに、災害時の管理の方法を定める取組を推進する。
- 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、事業者・関係機関等との協定締結を推進し、協力・連携を強化する。

- その他、道路橋^{りょう}梁の耐震補強、道路の土砂災害防止対策、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓開に係る体制整備等を推進する。
- 令和4年12月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、令和4年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の新幹線の高架橋の柱については令和7年度までに、同様の在来線の高架橋については令和9年度までに、それぞれ目標期限を設定して優先的に耐震補強を進める。引き続き、同検証委員会における検証等を踏まえ、鉄道における更なる耐震補強の検討を進める。また、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線や緊急輸送道路と交差・並走する箇所における耐震対策について、速やかに完了するとともに、対象地域を拡大し、全国における緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性を向上させる耐震補強については、首都直下地震だけではなく、今後は、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等においても推進する。
- 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を推進するとともに、河川氾濫や高潮等による浸水のおそれのある地下鉄道について、接続する他の地下施設と連携した浸水対策を推進する。また、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋^{りょう}梁について、洗掘防止対策や架け替え、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。さらに、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
- 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、北海道と本州間の唯一の陸路として人流・物流を担う青函トンネルを含め、老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修等により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
- 大規模自然災害の発生時に鉄道施設が被害を受け、都市間の鉄道交通が麻痺^ひすることを防ぐため、雪や大雨等の災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルートとしても機能する整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備を推進する。特に、超高速性により国土構造の変革をもたらす「リニア中央新幹線」の整備に当たっては、建設主体であるJR東海による整備が着実に進められるよう、国・地方公共団体等において、必要な連携・協力を行う。
- 頻発化・激甚化する自然災害に伴う、貨物鉄道輸送の長期不通や物流網の混乱等を回避し、他の交通ネットワークの寸断時における代替手段として機能するよう、脆弱箇所を特定し、鉄道河川橋^{りょう}梁対策や隣接斜面崩壊対策を実施するなど、貨物鉄道ネットワークを強化する。また、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に備え、迂回輸送が可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等の確認・整理を行うとともに、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できるよう、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。
- 災害時の輸送安定性や安全性の向上を図るため、鉄道施設の強靱化や災害後の鉄道の早期運転再開に資する技術の開発・導入を推進する。
- 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、被災後の最低水面決定に必要な基礎情報を整備する。
- 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築するため、航路啓開訓練やその結果を踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。
- 海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流へ甚大な影響が及ぶことを防ぐため、港湾における走^{びよう}錨事故の防止等に関する対策を推進する。
- 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施

1 設の性能回復を図る。

2 ○ 災害発生時に遠隔により被災状況を把握し、被災した港湾施設の損壊箇所の特定や技
3 術支援を速やかに実施するため、港湾工事における3次元データ活用やデータ共有を推
4 進する。

5 ○ 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧に
6 より社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン、カメラ等の活用により
7 港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバ
8 ーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。

9 ○ 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港
10 施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。

11 ○ 台風等の顕著な気象現象や火山噴火が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への
12 影響を最小限とし、空港や航空路の安全を確保するため、火山灰や乱気流等に関する防
13 災気象情報の活用促進や解説強化を行う。

14 ○ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流
15 事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流
16 施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の強
17 化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進する。

18 ○ 全国に設置された電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぐための
19 機器更新等その機能の最適化を実施する。また、災害時に長期にわたる停電が発生した
20 場合でも、効率的な測量やICT施工に資する電子基準点網を安定的に運用するための対
21 策を実施する。

22 ○ 交通インフラの健全性の監視・確認及び効率的な維持・整備を可能とする中性子非破
23 壊検査技術の確立に向け、可搬型小型中性子源システムの開発を引き続き推進する。

24 ○ 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に我が国の人流・物流をどの
25 ように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段等）を担保するか
26 について、計画的に事前検討する。

27 ○ 広域・複数・多分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする
28 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を推進し、持続可能なインフラメンテナンス
29 の実現を図る。

31 (主要施策)

32 【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

33 【国交】道路の雪寒対策の推進（大雪時の道路交通確保対策、雪崩防止柵等の防雪施設の
34 整備）

35 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

36 【国交】道路橋梁^{りょう}の耐震補強

37 【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

38 【国交】道路施設の老朽化対策

39 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

40 【国交】宅地の耐震化の推進

41 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

42 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

43 【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進

44 【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

45 【国交】上下水道施設の耐災害性強化

- 1 【国交】 鉄道施設の耐震対策
- 2 【国交】 鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 3 【国交】 鉄道河川橋 梁^{りょう}の流失、傾斜対策
- 4 【国交】 鉄道施設の老朽化対策
- 5 【国交】 新幹線ネットワークの着実な整備
- 6 【国交】 港湾における走 錨^{びょう} 事故の防止等に関する対策
- 7 【国交】 港湾における老朽化対策
- 8 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 9 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 10 【国交】 空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 11 【国交】 空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 12 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 13 【国交】 空港の老朽化対策
- 14 【国交】 空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 15 【国交】 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進にかかる検討
- 16 【国交】 地域コミュニティ維持のための地域交通網確保
- 17 【文科】 公共インフラの長寿命化のための中性子非破壊検査技術の確立
- 18 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 19 【国交】 大都市圏及び地方都市の環状道路の整備
- 20 【国交】 広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 21 【国交】 交通安全対策の推進
- 22 【国交】 道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 23 【国交】 災害時における自転車の活用の推進
- 24 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 25 【農水】 農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進
- 26 【国交】 新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援
- 27 【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 28 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
- 29 体制の確保
- 30 【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶
- 31 の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 32 【国交】 迅速な航路啓開のための体制の整備
- 33 【国交】 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策
- 34 【国交】 新技術・デジタルを活用した災害覚知や災害時交通マネジメント
- 35 【国交】 港湾におけるデジタル化に関する対策
- 36 【国交】 港湾における災害情報収集等に関する対策
- 37 【国交】 電子基準点網の耐災害性強化対策
- 38 【国交】 安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点
- 39 網）の推進
- 40 【国交】 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 41 【内閣府】 基盤整備の推進による地方創生のより一層の充実・強化
- 42

■ 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等に

より、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(推進方針)

- 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する。
- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして地方公共団体等へ情報展開を行う。
- 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。
- 被災者が必要としている支援制度等を一元的に集約したデータベースを整備する。
- サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 災害時には、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。

(主要施策)

【国交】復興事前準備の推進

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】鉄道施設の老朽化対策

6-2) 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(推進方針)

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、国民・地域住民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。
- 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることが一般化しているが、近年では、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから都道府県域における災害中間支援組織の組織化率を高める。
- 小規模市町村を中心とした被災市町村において復旧・復興を支える人材の不足に対応するため、都道府県等で復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継

- 承するため、中長期的な担い手の確保・育成、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。
- 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を推進する。
 - 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。
 - 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
 - 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
 - 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。
 - 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。
 - 国内における大規模インフラ建設案件の減少に対応し、建設、維持管理・更新技術の伝承、技術力維持のために海外における高度な技術力を要するプロジェクトの発掘を推進する。

(主要施策)

【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

【国交】迅速な応急・災害復旧のための自治体支援

【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及

【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進

【国交】復興事前準備の推進

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】鉄道施設の耐震対策

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。
- 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、

人材育成を進める。

○ 災害廃棄物処理の停滞により、人命救助や災害復旧作業の効率性が低下することを回避するため、あらかじめ貨物鉄道や海上輸送の大量輸送特性をいかして災害廃棄物の輸送が可能な体制を構築する。

○ 南海トラフ地震や首都直下地震等を想定した災害廃棄物の広域処理について、産業廃棄物業者の活用やリサイクル受入先、処分場の選定も含め、県域を越えた処理の実施も視野に、あらかじめ整理する。

(主要施策)

【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援

【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発

【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援

【財務】地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援

【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

【国交】貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施

【国交】海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

【厚労】医療施設の耐震化

【農水・国交・環境】盛土の安全確保対策の推進

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

○ 土地取引の活性化や公共事業、まちづくり及び災害復興の円滑化等のため、法務局において作業困難度の高い都市部の地図混乱地域の地図作成事業を推進する。また、法務局における地図作成事業につき、次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に基づき、令和7年度以降の事業実施地区を決定する。

○ 全国には、依然として長期間相続登記等がされていない土地が多数存在することから、法務局において、長期間相続登記等がされていない土地の解消事業を実施するとともに、令和6年4月施行の相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる取組を着実に進める。

○ 「第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査について、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。

○ 全国の各ブロックで設立されている土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」に基づく制度の周知を行い、対策計画の作成制度、地域福利増進事業、管理の適正化のための勧告・命令・代執行制度等の活用を促進する。

○ 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、人口集中地区及びその周辺地域において、土地履歴調査を進める。また、調査成果を広く活用してもらうために、活用手法の周知等の普及啓発を引き続き行う。

○ 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、空中写真の緊急撮影等により災害対応に資する地理空間情報（G空間情報）を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図、国土数値情報等

- 1 の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表わした全国活断層帯情報等の防災
2 地理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院や国・地方公共団体等が整備した
3 デジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。
4 ○ 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT の活用を図る。

5
6 **（主要施策）**

7 **【法務】** 長期相続登記等未了土地の解消作業

8 **【法務】** 法務局地図作成事業

9 **【法務・国交】** 災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等
10 の推進

11 **【法務・国交】** 所有者不明土地対策の推進

12 **【国交】** 国土調査（土地分類基本調査・水基本調査）

13 **【国交】** 安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点
14 網）の推進

15 **【国交】** 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

16 **【国交】** 復興事前準備の推進

17 **【国交】** 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

18 **【経産】** 広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保
19

20 **6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の**
21 **文化の衰退・損失**

22
23 **（推進方針）**

- 24 ○ 国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必
25 要な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設
26 の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減
27 するとともに、見学者等の安全を確保する。
- 28 ○ 大規模火災の発生による建物等の焼失発生を防止するためには、火災発生を防ぐこと
29 が重要であることから、最先端の設備を含む最適な防災・防火設備を取り入れた「首里
30 城正殿の防火対策」を推進する。
- 31 ○ ニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害等を防止し、健全な森林
32 生態系を保全するため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
- 33 ○ 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然
34 環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」とし
35 ての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 36 ○ 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための
37 取組を推進する。
- 38 ○ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、
39 コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニ
40 ティの活力を保っていく必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛け
41 る。
- 42 ○ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなるこ
43 とが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組
44 等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り
45 組む。

1 (主要施策)

2 【文科】国指定等文化財（建造物）の耐震対策

3 【文科】国指定等文化財（建造物）の適切な修理周期における保存修理

4 【文科】国指定等文化財の防災施設の整備

5 【文科】国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な修理周期における保存修理等

6 【文科】史跡名勝天然記念物等に対する適切な整備周期による保存整備

7 【文科】博物館資料の保管環境整備の推進

8 【文科】埋蔵文化財の施設等に対する支援

9 【文科】民俗文化財の伝承・活用等

10 【文科】国が選定した重要文化的景観の復旧・修理

11 【文科】重要伝統的建造物群保存地区における必要な修理・修景

12 【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上

13 【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備

14
15 6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経
16 済等への甚大な影響

17
18 (推進方針)

- 19 ○ 災害発生時に、訪日外国人が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交
20 通機関の状況に関する情報発信、観光施設の営業状況に関する問合せ対応等）を行う。
- 21 ○ 大規模災害時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における
22 BCP の策定及びその実行性の確保が必要であり、策定された BCP の実行性の検証等を継
23 続的に実施していく。
- 24 ○ 金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手
25 段を複数確保する。
- 26 ○ 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて
27 把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制を確保する。
- 28 ○ 我が国の国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 29 ○ 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、
30 地域コミュニティへの参画を推進する。
- 31 ○ 様々な自然災害から国民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支
32 援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生
33 ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水
34 対策、交通ネットワークの機能強化、非常用電源設置、BCP 策定促進等の取組を引き続
35 き事前防災対策として推進する。
- 36 ○ 大規模自然災害発生時においても、国民生活や経済活動を可能な限り支えられるよう、
37 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用、それに向けた啓蒙活動の更なる強化等
38 について、関係者と対話を進める。

39
40 (主要施策)

41 【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信

42 【外務】各国の防災を牽引し災害後のより良い復興を担う行政官や地方のリーダー等の人
43 材育成

44 【金融】金融機関における国内外への情報発信

45 【金融】金融庁における国内外への情報発信

- 1 【金融】 金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 2 【金融】 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化
- 3

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

5か年加速化対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとされていることを受けて、年次計画において、5か年加速化対策の進捗状況を、関係府省庁からの報告に基づき以下のとおりとりまとめた。

なお、本章のとりまとめにあたっては、評価の在り方を踏まえた改善を行った。

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

5か年加速化対策全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融資の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、4年目となる令和6年度当初予算までに約12.5兆円の事業規模（うち国費約6.2兆円）となっている。

区分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	事業規模 ＜令和6年度時点＞	うち国費 ＜令和6年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね 15兆円程度	約12.5兆円	約6.2兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約10.2兆円	約4.8兆円
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約2.1兆円	約1.2兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.2兆円	約0.2兆円

※ 5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※ 府省庁別の支出済額等（令和4年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和6年7月を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

123対策（161施策）ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、個別に進捗状況を把握・管理することとしており、3年目完了時点（令和5年度末）の進捗状況は附属資料（別紙4）防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策進捗状況一覧のとおりである。

また、評価の在り方を踏まえ、5か年加速化対策の実施状況の把握の充実を図ることとし、「4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート」のとりまとめを行った。

（1）KPIに基づく目標達成の見通し

123対策（161施策）のうち、97施策が「目標達成の見込み」、56施策が「課題対応次第で達成可能」との見通しが示されている。一方、残りの8施策については5か年加速化対策の期間中には「達成困難」の見通しであり、施策推進にあたり直面した課題を踏まえ、改善策など今後の取組方針について検討することとしている。各施策が直面している主な課題は、以下のとおりである。

- ・豪雨や地震災害等の発生に伴う工事等の手戻りへの対応
- ・老朽化の進行に伴う追加対応箇所への対応
- ・昨今の資材価格や人件費の高騰に伴うコスト増大・工期延伸への対応
- ・事業実施環境（地権者・民間企業等の関係者との調整、地質等の現場条件の変更等）

- 1 の変化に伴うコスト増大・工期延伸への対応
- 2 ・連携する団体や民間企業の財政・経営状況の変化に伴う進捗遅れへの対応 等
- 3

対策	達成の見通し	達成見込み		課題対応次第 で達成可能	達成困難	
		達成済	今後		目標 再設定 (済)	目標 再設定 (未)
防災・減災、国土強靱化のための5か年 加速化対策		19施策	78施策	56施策	4 施策	4 施策
1 激甚化する風水害や切迫する大規模 地震等への対策		7 施策	53施策	48施策	3 施策	3 施策
2 予防保全型インフラメンテナンスへ の転換に向けた老朽化対策		5 施策	13施策	4 施策	0 施策	1 施策
3 国土強靱化に関する施策を効率的に 進めるためのデジタル化等の推進		7 施策	12施策	4 施策	1 施策	0 施策

4

5 なお、123対策（161施策）のうち、各施策の関連法の改正や事業実施環境の変化等の動

6 きを踏まえ、5対策（7施策）についてKPIの一部見直しや目標の再設定を行っている。

7 <KPIの見直し>

対策	KPI・目標		見直し理由
	旧	新	
【39-1】 自衛隊の飛行場 施設等の資機材 等対策	【防衛】全国の駐 屯地・基地を対象 の点検結果を踏ま えた、自衛隊施設 の強化の整備着手 率 0%（R2） → 91%（R7）	【防衛】飛行場施 設等の資機材等の <u>整備完了率</u> 0%（R2） → 100%（R7）	令和4年12月に閣議決定された国 家防衛戦略、防衛力整備計画にお いて、大規模災害時等における自 衛隊施設の被災による機能低下を 防ぐため、災害対策等を推進する こととされたことを踏まえ、当初 想定していた整備事業量に基づく 進捗管理が困難となったため
【39-2】 自衛隊のインフ ラ基盤強化対策	【防衛】全国駐屯 地・基地を対象の 点検結果を踏ま えた、インフラ基盤 の強化の整備着手 率 0%（R2） → 85%（R7）	【防衛】全国の駐 屯地・基地を対象 の点検結果を踏ま えた、インフラ基 盤の強化の <u>整備完 了率</u> 0%（R2） → 56%（R7）	令和4年12月に閣議決定された防 衛力整備計画に基づき、施設の強 靱化を更に加速化することとし、 当初想定していた整備事業量に基 づく進捗管理が困難となったため
【39-3】 自衛隊施設の建 物等の強化対策	【防衛】全国の駐 屯地・基地を対象 の点検結果を踏ま えた、自衛隊施設 の強化の整備着手	【防衛】全国の駐 屯地・基地を対象 の点検結果を踏ま えた、自衛隊施設 の強化の <u>整備完了</u>	令和4年12月に閣議決定された防 衛力整備計画に基づき、施設の強 靱化を更に加速化することとし、 当初想定していた整備事業量に基 づく進捗管理が困難となったため

	率 0% (R2) → 91% (R7)	率 <u>0% (R2)</u> <u>→ 55% (R7)</u>	
--	----------------------------	--	--

1

2

<目標の見直し>

対策	KPI・目標		見直し理由
	旧	新	
【1-7】 流域治水対策 (国有地を活用した遊水池・貯留施設の整備加速)	【財務】国有地を活用した遊水池・貯留施設の整備件数 4件 (R3) → <u>50件 (R7)</u>	【財務】国有地を活用した遊水池・貯留施設の整備件数 4件 (R3) → <u>5件 (R7)</u>	令和3年に改正した特定都市河川法に基づく特定都市河川の指定状況や地方公共団体等の整備に向けた検討状況等を踏まえつつ、中長期的に取り組みを継続していくため。
【34-4】 警察情報通信設備等に関する対策	【警察】令和3年度を基準として、設置年数50年を経過した無線中継所の更新・改修率 0% (R3) → 100% (R7)	※検討中	当初想定していた以上の予算を要することが判明し、着手する対象の優先度の再設定や取組方針の見直しを行う必要が生じたため
	【警察】令和4年度以降において、耐用年数を超過した警察電話用交換装置の更新・改修率 0% (R4) → 100% (R7)	※検討中	当初想定していた以上の予算を要することが判明し、着手する対象の優先度の再設定や取組方針の見直しを行う必要が生じたため
	【警察】令和4年度以降において、耐用年数を超過した衛星通信システムの更新・改修率 0% (R4) → 100% (R7)	※検討中	当初想定していた以上の予算を要することが判明し、着手する対象の優先度の再設定や取組方針の見直しを行う必要が生じたため
	【警察】令和4年度以降において、耐用年数を超過したヘリコプターテレビシステムの更新・改修率 0% (R4) → 100% (R7)	※検討中	当初想定していた以上の予算を要することが判明し、着手する対象の優先度の再設定や取組方針の見直しを行う必要が生じたため

3

4

対策	KPI・目標		見直し理由
	旧	新	
【47】 指定管理鳥獣捕獲等に関する対策	【環境】ニホンジカの生息数 327万頭（R2） →155万頭（R7）	【環境】ニホンジカの生息数 327万頭（R2） →155万頭（R10）	最新の推定個体数と将来予測に基づく、ニホンジカについては、現状の捕獲率では目標達成が令和13年と見込まれることを踏まえると、加速化対策による最大限の前倒した場合でも、達成年度は令和10年となることが判明したため
	【環境】イノシシの生息数 99万頭（R2） →64万頭（R7）	【環境】イノシシの生息数 99万頭（R2） →64万頭（R10）	
【106】 電子基準点網の耐災害性強化対策	【国交】電子基準点網の耐災害性強化の実施箇所数 0件（R1） → 2,000件程度（R7）	【国交】電子基準点網の耐災害性強化の実施箇所数 0件（R1） → <u>700件程度（R7）</u>	当初予定していた停電対策としての省電力化に加え、代替となる通信回線の確保が緊急的に必要となり、着手する対象の優先度の再設定や取組方針の見直しを行う必要が生じたため

（２） 取組事例と効果発現の状況

令和3年以降、令和5年度までの間、度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、防災・減災効果を発現している。

一方、更なる効果発現に向けては、ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等の課題もあり、今後はこれらの課題にも対応しながら、更なる効率的・効果的な対策推進を図ることが重要である。

対策の区分ごとの特筆すべき事項は以下のとおりである。

1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

気候変動の影響等により豪雨等の災害外力が増大する中、流域治水プロジェクトの進展に伴い、河道掘削やダムの事前放流、雨水排水施設の整備等の進捗が図られ、浸水被害が大きく軽減するなどの効果が確認されている。また、ハード対策で対応できないケースにおいても、ハザードマップの充実により早期避難を促すことで人的被害の軽減に寄与するなど、施策間の連携による相乗効果が発揮・期待されている。

震度6規模の大規模地震に対しても、耐震対策を講じた建築物や文化財が倒壊を免れたほか、鉄道高架橋の耐震化が進み、構造物の機能が確保されるなど、事前防災を行ったものについては、人命・財産の被害を防止・低減する効果が着実に発揮されている。

個別の対策実施にあたっては、現場の地域特性や対策内容を考慮し、例えば、現場発生材を活用可能とする新技術の活用によるコスト縮減や、3次元点群データ・BIM/CIMの活用による工期短縮・省人化を図るなど、目標達成に向けた工夫がなされている。

② 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

豪雨や大規模地震等の災害に対し、道路・上下水道・通信等のライフラインの耐震化や土砂災害対策等により、各施設の耐災害性を向上するとともに、リダンダンシーを確保することで被災箇所を迂回するネットワークが機能を発揮するなど、国民経済・生活への影響を軽減するといった効果が発揮されている。

1 個別の対策実施にあたっては、現場の地域特性や対策内容を考慮し、例えば、道路の
2 土砂災害対策にあたり隣接する砂防事業と連携して対策を講じたほか、市町村の枠を超
3 えた広域連携による効率化、プレキャスト工法の活用、現場周辺で発生する資材の活用
4 （港湾背後の工場から発生する銅スラグの活用等）を図るなどにより、コスト縮減や工
5 期短縮に向けた工夫を行っている。

6 7 **2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策**

8 定期的な点検・診断の結果や耐用年数等を踏まえ、長寿命化計画等に基づき計画的に
9 対策を推進しており、対策実施にあたっては、樋門・樋管の更新にあわせて無動力化
10 （緊急時の操作が不要なフラップゲートの活用等）を図ることでゲート操作員の担い手
11 不足への対応を図るなど、人口減少・少子高齢化等の社会課題に対応した持続可能な体
12 制への転換を図っている。これにより、ゲート操作員の負担が軽減されるとともに確実
13 な操作が可能となり、地域の安全性の向上にもつながっている。

14 また、修繕・更新にあたっては、腐食対策や新技術の活用などによりライフサイクル
15 の長期化を図り、トータルコストを縮減するなど、予防保全型インフラメンテナンスへ
16 の転換に向けた様々な工夫が凝らされている。

17 18 **3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進**

19 デジタル技術の活用により、災害時における対応の迅速化や省人化が実現している。
20 例えば、河川や道路の遠隔監視・操作が可能となることで、洪水時の排水機場等の遠隔
21 操作や積雪時の立ち往生車両の早期発見・対応が可能となり、被害の拡大を抑制する効
22 果が発揮されているほか、多くの施設を集中管理することで更なる迅速化・省人化も期
23 待されている。

24 また、デジタル化により収集・蓄積される様々なデータを活用することにより、災害
25 対応の高度化が図られている。例えば、線状降水帯の予測精度向上等、防災気象情報の
26 高度化により住民の早期避難が可能となり、被害軽減につながっているほか、ダム的事
27 前放流の計画的な実施により浸水防止に大きく貢献している。また、令和6年能登半島
28 地震では、ETC2.0等の車両の位置情報を基に災害時の交通障害に伴う渋滞状況を検出し、
29 救援救助や復旧にあたる車両を優先的に通行可能とする運用を行うなど、災害対応の強
30 化につながっている。

31 さらに、これらのデータをプラットフォームとして連携する取組も進展し、研究開発
32 の促進やインフラの事前防災対策の強化、維持管理の高度化に向けた取組を進めるため
33 の環境構築が進んでおり、今後、府省庁の垣根を超えたデータ活用により、更なる防災
34 対策の高度化が期待される。

35 このように、国土強靱化施策の効率化に留まらず、「人命・財産の被害を防止・最小化
36 するための対策」や「交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支
37 えるための対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」と
38 相まって災害対応の高度化が図られている。

39
40 以上の効果発現状況を踏まえ、引き続き目標達成に向けて着実に5か年加速化対策を推進
41 する必要がある。また、更なる効果発現を図る観点からハード・ソフトの両面から幅広い関
42 連施策を一体的に推進するとともに、災害経験から得られた知見を踏まえた対策の充実・強
43 化を図っていくことが求められる。

44 また、現下の資材価格や人件費の高騰、地元調整の難航、施工段階における調査段階から
45 の現場条件の変更、新型コロナウイルス禍を背景とした民間企業の経営悪化に伴う計画的な

事業執行の乱れ等の課題に対応し、激甚化・頻発化する大規模災害に対し、早期により大きな効果を発現するため、引き続き、コスト縮減や工期短縮、効果増大に資する様々な工夫を凝らしていくことが重要である。

3 今後の課題

5か年加速化対策の着実な推進により、上記に記したような効果が着実に表れている一方、令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が、激甚化・頻発化する中、以下の課題が認識されており、災害から得られた経験を踏まえつつ、早期の効果発現に向けた取組を進める必要がある。

(主な課題認識)

- ・気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化
- ・切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進
- ・加速度的に進行するインフラ老朽化への対応
- ・人口減少、少子高齢化が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進
- ・人材確保への対応と革新的技術の活用 等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 施策別評価シート

<留意事項>

(2. 予算の状況(加速化・深化分))

- ・ 予算額(国費)については、金額を四捨五入した上で、百万円単位で記載している。
- ・ 令和6年度の予算額(国費)について、令和5年度補正予算によって緊急対応枠分が措置された対策については、その金額も含めて記載している。
- ・ 執行済額(国費)については、金額の百万円未満を切り捨てた上で、百万円単位で記載している。
- ・ 執行済額(国費)の令和4年度分、令和5年度分については、予算の繰越や集計時点が令和5年度途中(令和4年度決算完了時点)であった等の理由により、今後変わることがある。
- ・ 金額の四捨五入や端数切捨てのため、各年度の合計値と累計値があわない場合がある。

(3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況)

- ・ 各KPI、指標等の各年度の数値については、調査が未実施あるいは調査中のため記載されていない場合がある。
- ・ 5か年加速化対策に関する中長期的な見通しを示す指標や5か年加速化対策の重要業績評価指標(KPI)の補完的な指標等として、補足指標等を掲載している場合がある。
- ・ <目標達成見通し判断の考え方>として掲載しているグラフの横軸については、一律に加速化・深化分の予算額(累計)あるいは予算執行額(累計)としているが、実際には加速化・深化分以外の予算等を活用して対策を実施している場合がある。

【1－1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(1/4)

1. 施策概要

近年の頻発化・激化する水災害に対応するため、気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

指標		R3	R4	R5	R6※	R7	累計
インプット	予算額(国費)	406,731	284,574	293,611	312,780		1,297,696
	執行済額(国費)※	405,867	284,143	293,575			983,585

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※令和6年度については緊急対応分を含む
※執行済額については推計値

指標		位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度) うち5か年
アウトプット	中長期	【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①)	補足指標	%	65 (R1)	67	69	70		100 (R27)
		【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率(②)	補足指標	%	62 (R1)	64	65	65		100 (R27)
	5か年	【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①)	KPI	%	65 (R1)	67	69	70		73 (R7)
		【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率(②)	KPI	%	62 (R1)	64	65	65		71 (R7)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-

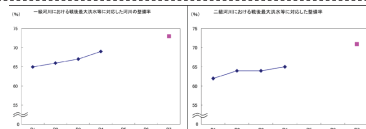
①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- (戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長)／(戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長)×100
- (近年災害の洪水等を流下させることができるようになった河川の延長)／(近年災害の洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長)×100

<対策の推進に伴うKPIの変化>

河川における堤防、河道掘削、遊水地、ダム等の整備等の事前防災対策の実施により、KPI・補足指標が進捗。



<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

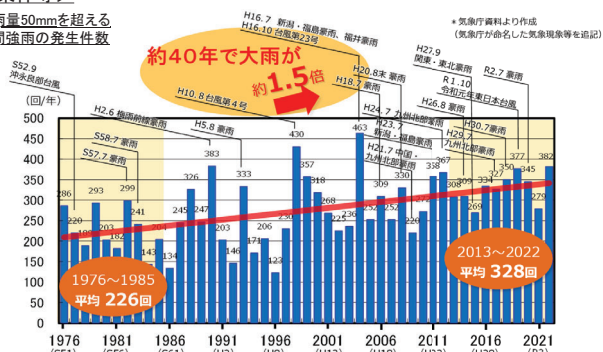
・アウトプット指標については、地元調整や関係者調整、物価上昇等による事業進捗の影響を受けて、指標の値が変化。

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	- 目標値は、各水系の河川整備計画等を踏まえて設定。 - 河川整備計画では、各水系の河川整備基本方針で定める長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づき、段階的な整備として、近年の災害や周辺地域の状況、整備に要する時間・費用等を総合的に勘案し、概ね20～30年間の整備目標を設定。 - 現在の1級水系の河川整備計画の多くは、「戦後最大洪水への対応」、2級水系の河川整備計画等の多くは「近年災害等」への対応を目標に設定。 - 全国の河川における河川整備計画目標等の達成を中長期的な目標値とし、5か年加速化対策の目標値は、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から①73%、②71%として設定。
予算投入における配慮事項	- 河道掘削、堤防断面の確保などKPIの進捗に直接寄与する対策内容に対して優先的に予算を投入。加えて、近年の被災箇所については、再度災害防止の観点から整備を加速を最優先。 - 橋梁架け替えや遊水地整備など必ずしもR7時点で完成に至らない対策についても、河川整備手順を踏まえた計画的な対策の進捗に必要な予算を投入。
地域条件等への対応	激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、河川管理者ごとに地域特性を踏まえた河川整備計画の見直しを行い、計画に基づく河川整備を行う。

<地域条件等>

■時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数



【1－1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(2/4)

③目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施し対応。
- 一部の実施箇所では、地元調整の難航や災害による被災、現場着手後の条件変更等により当初の想定より遅れが発生しているが、ICT建機を活用した施工効率の向上を図る等により工期短縮の取組を実施。

<コスト削減の取組例>



①コスト削減の取組事例 (石狩川水系石狩川)

- 地元土地所有者等と調整し、遊水地内等の近傍で置土ヤードを確保したことにより、盛土材の運搬に係る費用を削減【▲約37億円】



②コスト削減の取組事例 (多摩川水系多摩川)

- 沿川における公共事業や民間事業の発生土を築堤材料に有効活用することにより、盛土材に係る購入費用を削減【▲約6.5億円】

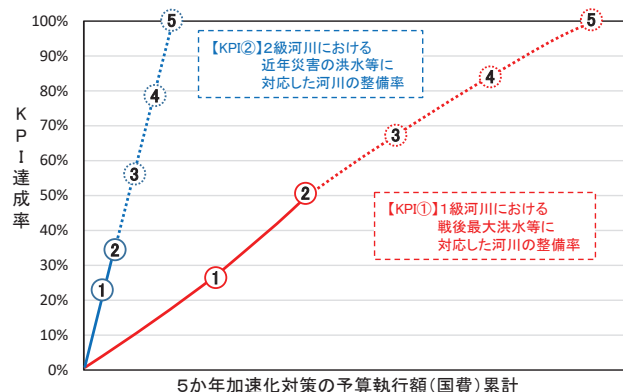


④目標達成の見通し

達成見通し □達成の見込み ☑課題への対応次第で達成は可能 □達成は困難

<目標達成見通し判断の考え方>

- 1級河川、2級河川の整備においては、複数年の工期を経て完成する場合もあり、予算投入によるアウトプットが当該年度のKPIの値には反映されず後年度のKPIの値に反映されるため、個別の対策箇所の事業内容に応じて毎年度のKPIの値の増減幅が変わる。



<5か年加速化対策の策定後に生じた新たな課題>

- 豪雨災害等の発生に伴う災害復旧工事の実施が必要となった場合や長雨に伴う必要工期の確保が困難な状況になった場合、更なる工期短縮への対応が必要
- 計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減等の工夫の継続により、昨今の物価高や人件費の高騰等への対応が必要

<加速化・深化の達成状況>

- 加速化対策により、1級河川、2級河川の整備とともに、完了時期を5年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備	令和32年頃	令和27年頃	河川整備計画に位置付けられた事業規模と毎年度の平均的な予算規模より算定
2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備	令和32年頃	令和27年頃	河川整備計画に位置付けられた事業規模と毎年度の平均的な予算規模より算定

【1－1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(3／4)

4. 整備効果事例

①効果事例の概要(全国的な状況)

■ 5か年加速化対策等により実施している河道掘削やダム等の事前放流等の対策により、全国各地で被害を抑制する効果が確実に積みあがっている。

取組状況

○3か年緊急対策、5か年加速化対策等により全国で河道掘削等を集中的に実施。
3か年緊急対策、5か年加速化対策等による河道掘削量(平成30年～令和4年度末)

本年大雨が降った主な地域	各地方での対策量	(参考)全国
東北地方	約1,214万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約240万台	約8,960万m ³ ダンプトラック 約1,800万台
中部地方	約756万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約150万台	
近畿地方	約1,096万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約220万台	
四国地方	約578万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約120万台	
九州地方	約1,156万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約230万台	

※3か年緊急対策及び5か年加速化対策に加え、再度災害防止対策として実施した事業分等を含む

○全国のダムで事前放流を実施
令和5年の大雨時の事前放流実施状況

対象の雨	実施ダム数
令和5年6月台風第2号等による大雨	全国55ダム
令和5年8月台風第6号及び第7号による大雨	全国86ダム

対策前

対策後

五ヶ瀬川(宮崎県)の河道掘削等の様子

事前放流の様子(愛媛県 野村ダム)

事前放流の様子(沖縄県 大保ダム)

効果事例

河道掘削、事前放流等の効果により、浸水被害を防止、または大きく軽減。

令和5年6月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

① 庄内川水系土岐川	【H23.9洪水】	622戸	→	【R5.6大雨】	2戸	(約99%減)
② 大和川水系大和川	【H29.10洪水】	258戸	→	【R5.6大雨】	43戸	(約83%減)
③ 紀の川水系和田川	【H24.6洪水】	116戸	→	【R5.6大雨】	0戸	(100%減)

令和5年6月下旬から7月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

① 筑後川水系花月川	【H24.7洪水】	720戸	→	【R5.7大雨】	11戸	(約99%減)
② 山国川水系山国川	【H24.7洪水】	194戸	→	【R5.7大雨】	30戸	(約85%減)
③ 筑後川水系赤谷川	【H29.7洪水】	258戸	→	【R5.7大雨】	0戸	(100%減)

令和5年7月中旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

① 雄物川水系雄物川	【H29.7洪水】	705戸	→	【R5.7大雨】	0戸	(100%減)
------------	-----------	------	---	----------	----	---------

【1－1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(4／4)

4. 整備効果事例

②効果事例の概要(個別地域の例)

【直接効果】大和川水系大和川(奈良県)

＜取組状況＞
大和川水系では、河道掘削・遊水地等の河川整備に加え、貯留施設整備やため池の治水活用等の流出抑制対策など、流域治水の取組を実施。

大和川の河川整備の状況

奈良市横井地先遊水地(県) 田原本町雨水貯留施設(町)
奈良県河川情報システムHPより 田原本町社会福祉協議会駐車場雨水貯留施設(町)

＜災害外力に関するデータ＞
■ 過去に洪水、内水による大きな浸水被害が発生した平成29年10月の大雨時と同等の流域平均雨量を観測。

＜効果発現に関するデータ＞
■ 大和川中流の藤井地点周辺(河口から27.0km地点)において、約0.3mの水位低下効果が発現。令和5年6月の大雨では、これまでの治水対策により浸水戸数が大幅に軽減した。

＜間接効果＞円山川水系円山川(兵庫県)

＜取組状況＞
円山川水系では、遊水地の整備に伴い、過去に損なわれたコウノトリの生息環境となる湿地の再生を図っており、生物多様性の保全にも資する取組を実施。

円山川の遊水地整備のイメージ

＜効果発現に関するデータ＞
■ これまでの改修事業等により、円山川の河道内湿地の面積は令和4年度末で回復傾向。湿地再生箇所では、コウノトリの休息や採餌等に活用されていることを確認。
■ 引き続き、治水対策と合わせて取組を継続する。

湿地面積(ha)

コウノトリの飛来状況

5. 今後の課題 <今後の目標達成や対策継続の考え方等>

■ 気候変動の影響により、洪水発生頻度が増加。
■ 令和5年度も全国各地で自然災害による甚大な被害が発生。
■ 河川の増水により、市街地の排水機能が十分に発揮されないことによる内水被害も全国各地で発生。

■ 気候変動下においても目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」等の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化する必要がある。

令和5年度 浸水被害の主な発生箇所

73

【1－2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(1/4)

1. 施策概要

気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大していることから、近年浸水実績がある等、浸水被害の危険性が高い地区において、浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など下水道による都市浸水対策を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※	R7	累計
インプット						
予算額(国費)	20,446	15,803	15,953	17,122		69,124
執行済額(国費)※	20,375	15,506	15,951			51,832

※令和6年度については緊急対応枠分を含む
※執行済額については推計値

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度) うち5か年
アウトプット	中長期	補足指標	%	60 (R1)	65	66	調査中		100 (R22)
	5か年	KPI	%	60 (R1)	65	66	調査中		70 (R7)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

①② (浸水対策を実施した地区の面積) / (近年浸水実績がある等、浸水被害の危険性が高い地区の面積) × 100

<対策の推進に伴うKPIの変化>

雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減することができる下水道による浸水対策を実施した地区の面積が増大し、KPI・補足指標が進捗。



<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

・対策の推進のほか、災害の発生状況、土地利用の変化、ハザードエリア内の施設ごとの対策状況等により、指標の値が変化。

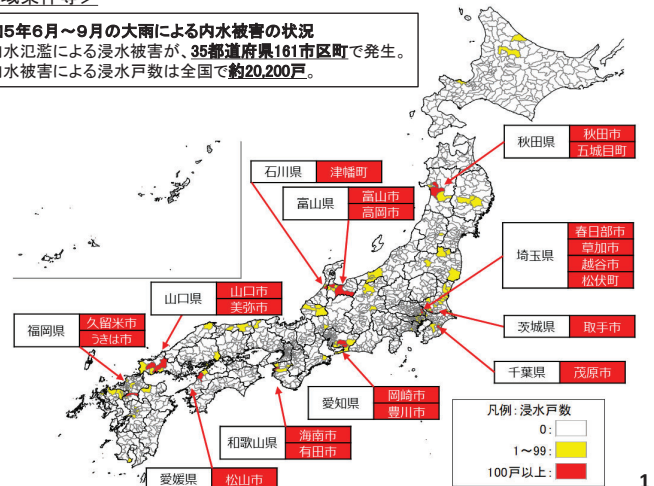
②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方

目標値の考え方、見直し状況	- 目標値は、各地方公共団体における近年浸水実績がある地区や浸水被害の危険性が高い地区を踏まえて設定。 - 全国の雨水排水施設の整備が必要な面積の対策完了を中長期の目標値とし、5か年加速化対策では、目標設定時から令和7年度までに加速化を図るものとして70%を設定。 - 令和5年度末の時点で、KPIや目標値、対象箇所(分母)等の見直しは未実施。
予算投入における配慮事項	浸水対策が必要な雨水排水施設等が多いことから、近年浸水実績がある地区や内水浸水シミュレーションにより浸水被害が想定される地区で、駅の周辺地区に代表される都市機能集積地区をはじめとする、浸水による被害リスクが高い地区に優先的に予算を投入。
地域条件等々を踏まえた対応	激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、下水道管理者ごとに地域特性を踏まえた雨水管理総合計画の策定・見直しを行い、計画に基づく雨水排水施設等の整備を行う。

<地域条件等>

令和5年6月～9月の大雨による内水被害の状況
○内水氾濫による浸水被害が、35都道府県161市区町で発生。
○内水被害による浸水戸数は全国で約20,200戸。



【1－2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(2/4)

③目標達成に向けた工夫

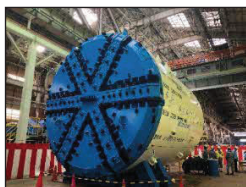
<直面した課題と対応状況>

■下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加より、コスト削減の取組を実施。

<コスト削減や工期短縮の取組例>

①コスト削減の取組事例(広島県広島市八木・緑井地区)

- 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。
- 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- 東西のマンホールに設置した二つのオフィスにより、放流先河川(一級河川古川)への効率的な流量制御を実現。
- 下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることにより、浸水に対する安全度を向上。
- 下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト削減。



シールドマシン全景
(シールド機外径φ5,900mm)



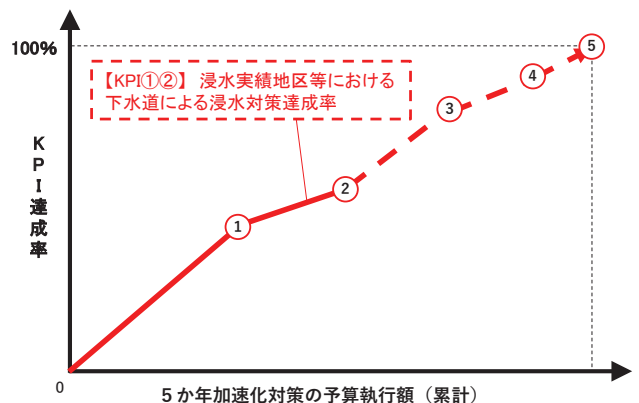
雨水貯留管内部
(仕上がり内径φ5,250mm)

④目標達成の見通し

達成見通し ☒ 達成の見込み ☐ 課題への対応次第で達成は可能 ☐ 達成は困難

<目標達成見通し判断の考え方>

- 個別の対策箇所の事業内容に応じて毎年度のKPIの値の増減幅が変わる。
- 浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率は、目標値に向け順調に推移している。



<5か年加速化対策の策定後に生じた新たな課題> 該当なし

<加速化・深化の達成状況>

- 加速化対策により、浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率について、完了時期を2年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率	令和24年度	令和22年度	浸水対策にあてられた事業規模より算定

【1－2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(3/4)

4. 整備効果事例

①効果事例の概要(全国的な状況)

■ 5か年加速化対策等により実施している雨水排水施設等の整備により、全国各地で被害を抑制する効果が確実に積みあがっている。

取組状況

○ 3か年緊急対策、5か年加速化対策等により全国で雨水排水施設等を集中的に整備。

【排水ポンプの増設】



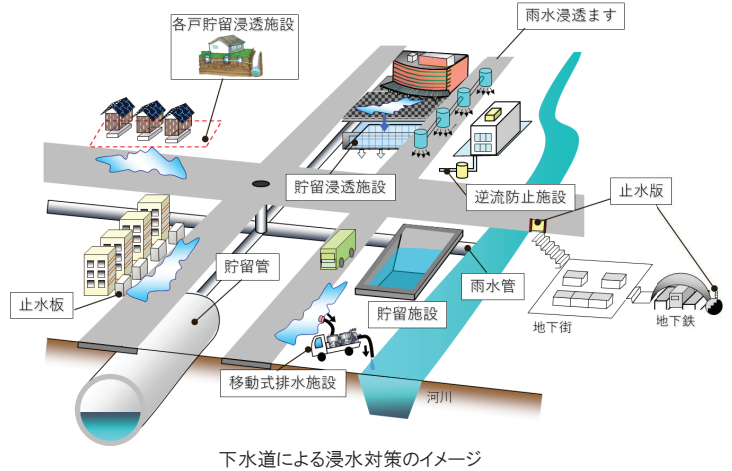
【雨水貯留管の整備】



【雨水調整池の整備】



【既設下水道管の増径】



下水道による浸水対策のイメージ

効果事例

雨水排水施設等の整備により、浸水被害を防止、または大きく軽減。

令和5年6月豪雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による道路冠水深の比較					
① 埼玉県川口市	【R2. 8豪雨】	道路冠水80cm	→	【R5. 6豪雨】	道路冠水0cm (100%減)
令和4年台風4号と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較					
① 高知県中土佐町	【H26. 8豪雨】	27戸	→	【R4. 台風4号】	0戸 (100%減)
令和3年8月豪雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較					
① 熊本県八代市	【H24. 7豪雨】	50ha	→	【R3. 8豪雨】	0ha (100%減)

【1－2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(4/4)

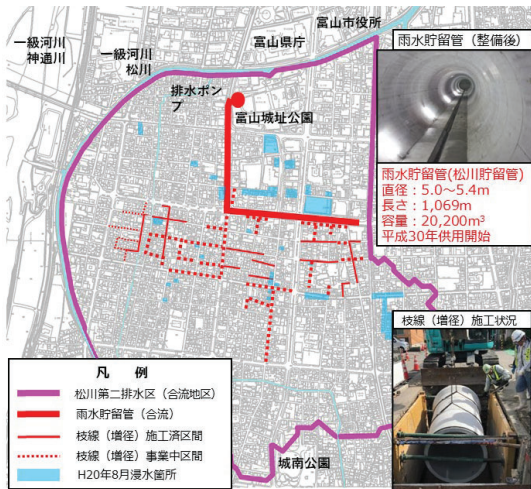
4. 整備効果事例

②効果事例の概要(個別地域の例)

富山市松川第二排水区では、平成20年8月の豪雨(日最大113.0mm/日)により床下浸水が69戸発生。
10年確率58mm/hの計画降雨に対応するため、浸水対策を実施

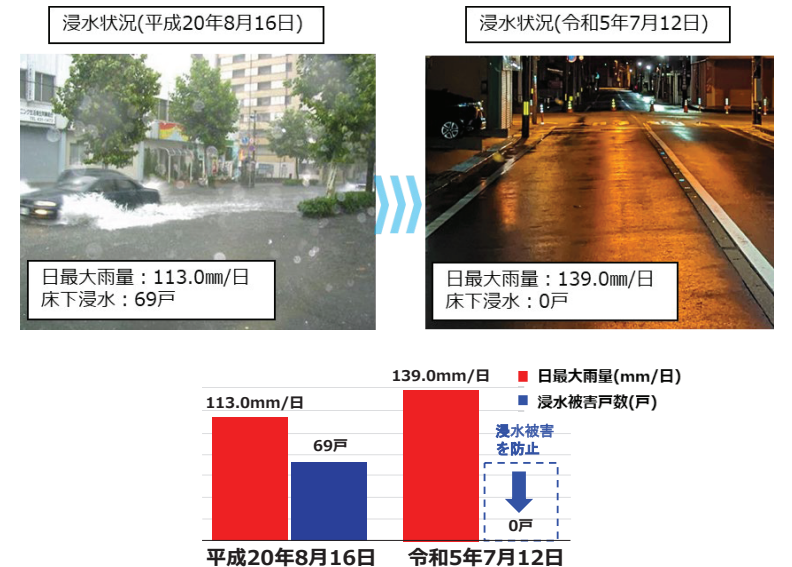
＜取組状況＞

■ 雨水貯留管の整備を行うとともに、既設下水道管の増径工事を実施



＜効果発現に関するデータ＞

■ 雨水貯留管の整備及び既設下水道管の増径工事により、令和5年7月12日の豪雨(日最大139.0mm/日)において、浸水被害は発生しておらず、浸水対策の整備効果が得られた



5. 今後の課題 ＜今後の目標達成や対策継続の考え方等＞

■ 進捗状況やこれまでの成果をよく検証し、令和7年度の目標達成を目指す。